

業 務 概 況

令和 6 年版



安全で豊かな社会のために

国土交通省

九州運輸局 宮崎運輸支局

目 次

I. 企画調整部門・総務企画部門

- 1. 管内における地域公共交通確保維持改善事業の取組み・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 倉庫業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 輸送・監査部門

- 1. 自動車運送事業ハイライト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 乗合バス輸送の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 貸切バス輸送の概況（貸切バス車両数の推移）・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. タクシー輸送の概況（タクシー輸送人員等の推移〔法人タクシー〕）・・・・ 8
- 5. 貨物自動車運送事業の概況（事業者数及び車両数）・・・・・・・・・・・・ 9
- 6. レンタカーの概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数・・・・・・・・・・・・ 10
- 8. 自動車運送事業の監査の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

III. 登録部門

- 1. 自動車登録の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV. 整備部門

- 1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 自動車整備事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 自動車の事故・公害関係の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4. 街頭検査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

V. 運航・船舶部門

- 1. 海上輸送の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 港湾運送事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3. 船舶・船用工業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4. モーターボート競走の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VI. 船員部門

- 1. 船員関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2. 海技資格及び水先関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3. 船員職業安定関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・ 26

VII. 運航労務監理官

- 1. 運航労務監理官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

VIII. 宮崎運輸支局の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

IX. 独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 宮崎事務所の概況・・ 32

管内における地域公共交通確保維持改善事業の取組み

1. 管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況

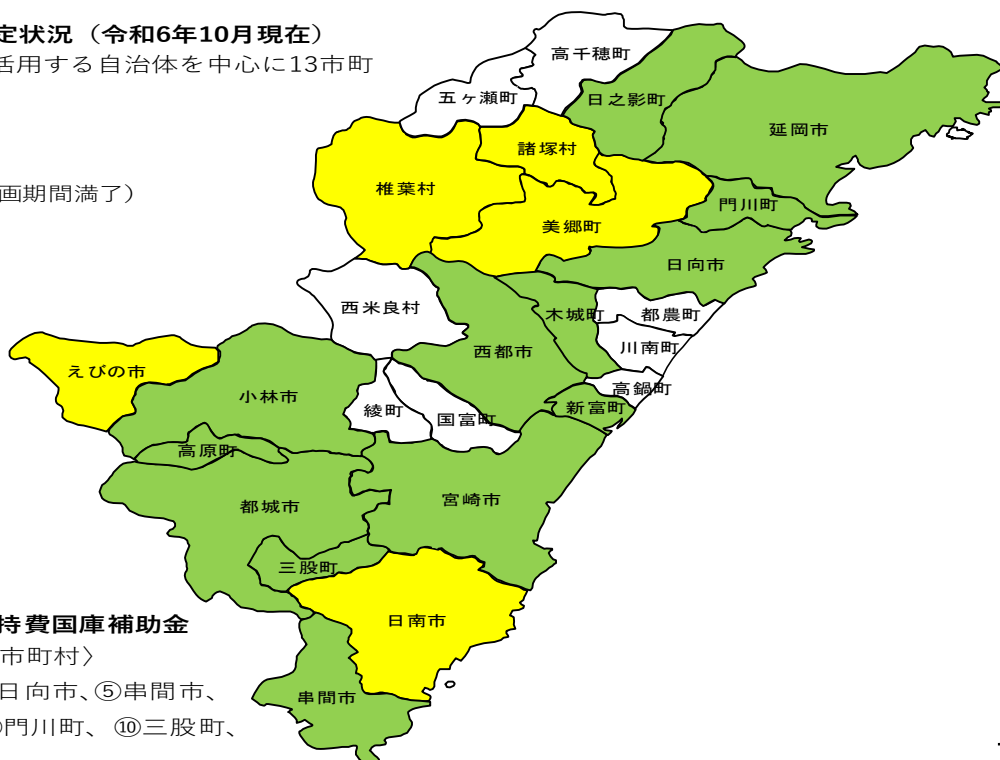
市町村名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会 (法定協議会)	地域公共交通計画 策定状況	計画期間
宮崎県	—	○	○	R6.4～R11.3
宮崎市	○ (※)	—	○	R2.4～R7.3
都城市	○ (※)	—	○	R6.4～R11.3
延岡市	○	○	○	R6.4～R11.3
日南市	○	—		
小林市	○	○	○	R4.4～R9.3
日向市	○ (※)	—	○	R5.4～R10.9
串間市	○ (※)	—	○	R6.4～R11.9
西都市	—	○ (※)	○	R5.4～R12.3
えびの市	○	—		
三股町	○ (※)	—	○	R5.4～R10.3
高原町	○ (※)	—	○	R6.4～R11.3
国富町	○	—		
綾町	○	—		
高鍋町	○	—		
新富町	—	○ (※)	○	R6.4～R11.3
西米良村	○	—		
木城町	—	○ (※)	○	R6.4～R11.3
川南町	○	—		
都農町	○	—		
門川町	○ (※)	—	○	R5.4～R10.3
諸塚村	○	—		
椎葉村	○	—		
美郷町	○	—		
高千穂町	○	—		
日之影町	○ (※)	—	○	R5.4～R10.3
五ヶ瀬町	○	—		

(※) 両方の要件を満たした会議体となります。

2. 管内の地域公共交通計画の策定状況（令和6年10月現在）

●当県では、フィーダー補助を活用する自治体を中心に13市町にて作成済み

- ・・・交通計画あり
- ・・・計画作成なし（計画期間満了）
- ・・・計画作成なし



3. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

〈令和7バス事業年度における活用市町村〉

- ①都城市、②延岡市、③小林市、④日向市、⑤串間市、
⑥西都市、⑦高原町、⑧木城町、⑨門川町、⑩三股町、
⑪日之影町

倉庫業の概況

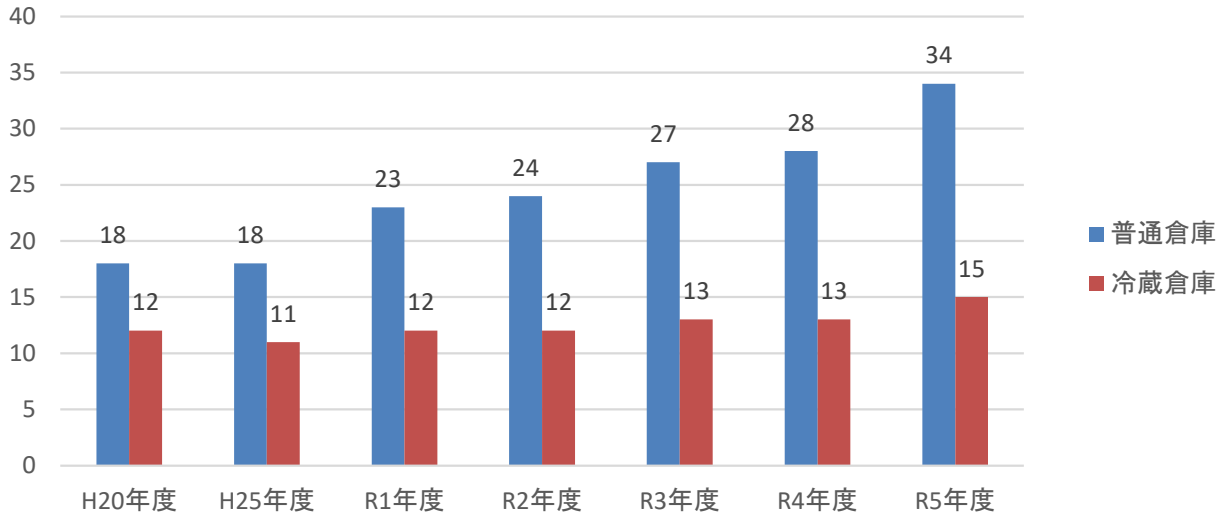
宮崎運輸支局管内の倉庫業は、令和6年3月末現在の事業者数で、普通倉庫34社、冷蔵倉庫15社、また、庫腹量は、1～3類倉庫162千㎡、冷蔵倉庫448千㎡となっており、ともに増加傾向にある。

増加の要因として以下が考えられる。

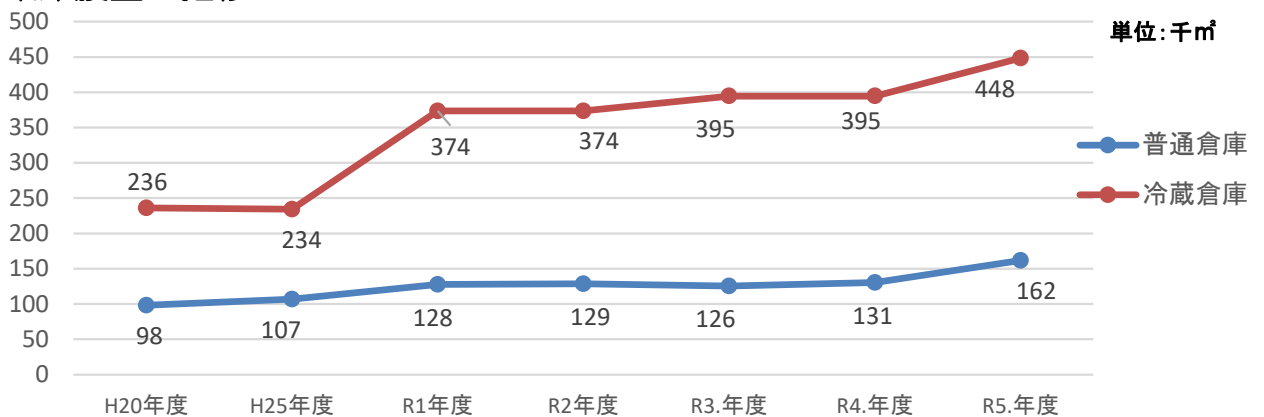
- ・2024年問題に伴う荷主や運送業者からの営業倉庫に対する需要の高まり。
- ・宮崎県都城市では「東九州道～宮崎自動車道」「都城志布志道路」など、南九州の海陸のハブとなりうるインフラが整備され、物流拠点としての利便性が向上。

※令和5年度に登録された8事業者（普通倉庫：6、冷蔵倉庫：2）のうち、5事業者（普通倉庫：4、冷蔵倉庫：1）が都城市に営業倉庫として登録されている。

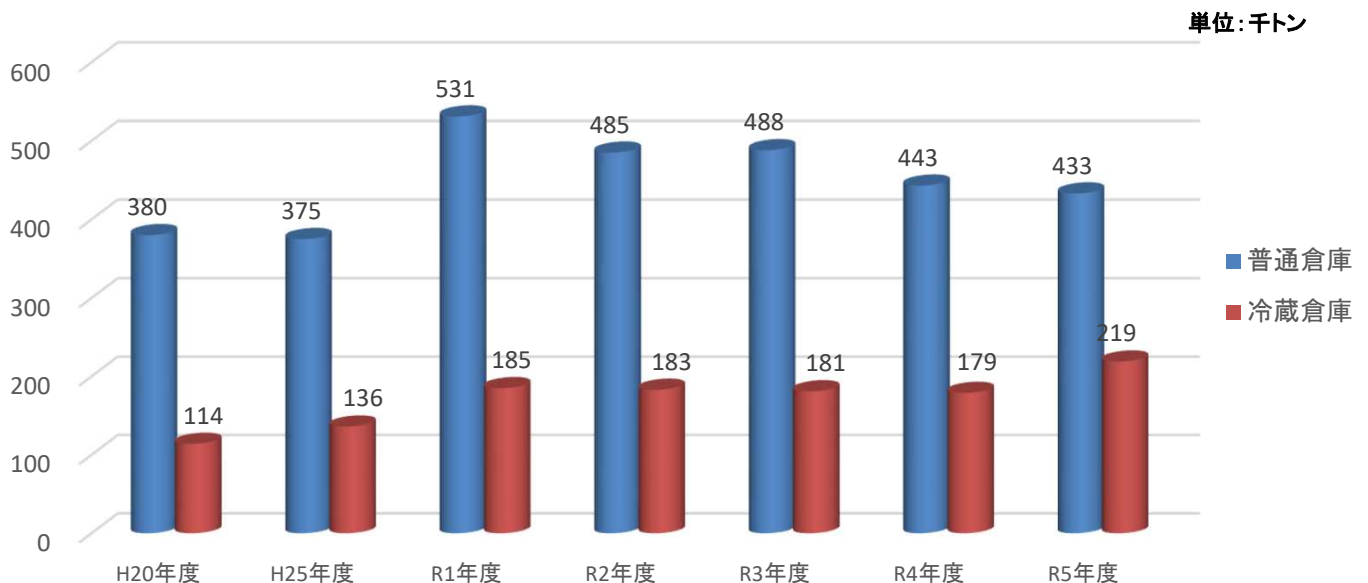
1. 倉庫事業者数の推移



2. 倉庫事業庫腹量の推移



3. 保管実績の推移



自動車運送事業ハイライト

乗合バス

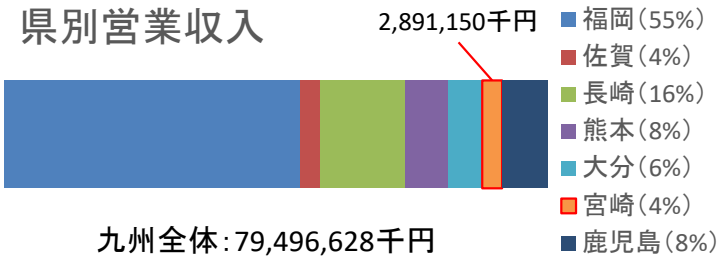
乗合事業許可基準(条件緩和なし)を満たし、宮崎県内に営業所がある定時定路線の運行事業者は以下のとおり。

- ・宮崎交通(株)(宮崎市、344両)
- ・JR九州バス(株)(福岡市)※宮崎支店13両

※以下、3事業者は休止中

- ・ハッコートラベル(株)(日向市)
- ・(株)山口運送[美登観光バス](宮崎市)
- ・南九州観光バス(有)(鹿児島市)

県別営業収入



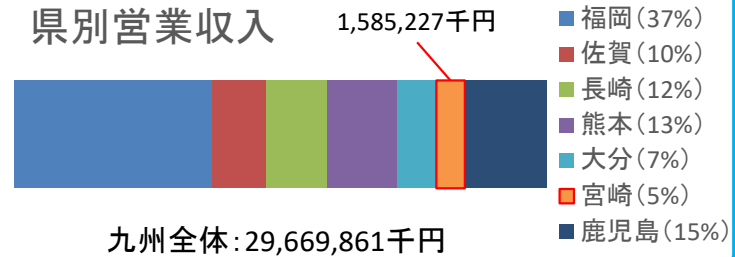
貸切バス

主な事業者

(保有車両数上位10社: 県内所在32社350両)

順位	事業者名(本社所在地)	県内車両数
1	三和交通(株)(西都市)	38
2	(有)高山三幸観光・宮崎(西諸県郡高原町)	29
2	(株)山口運送(宮崎市)	29
4	(有)永峰観光バス(宮崎市)	20
4	宮交タクシー(株)(宮崎市)	20
4	宮崎交通(株)(宮崎市)	20
7	(有)HIMAWARI(日向市)	18
7	(有)東九州交通(延岡市)	18
9	(有)高崎観光バス(都城市)	16
10	(株)堂山(都城市)	13

県別営業収入



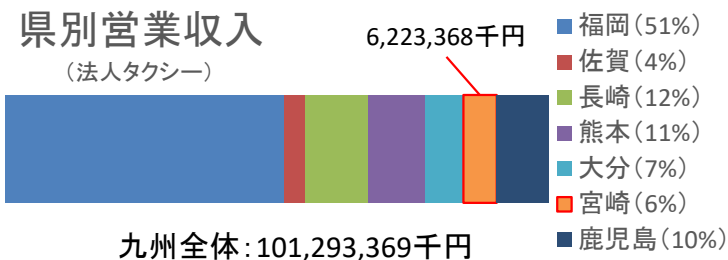
タクシー

主な事業者

(保有車両数上位10社: 県内所在38社1,789両)

順位	事業者名(本社所在地)	県内車両数
1	宮崎第一交通(株)(宮崎市)	277
2	宮交タクシー(株)(宮崎市)	264
3	宮児タクシー(株)(宮崎市)	103
4	(株)日の丸タクシー(宮崎市)	97
5	宮児貸切自動車(株)(宮崎市)	95
6	(株)美登タクシー(宮崎市)	89
7	宮崎タクシー(株)(宮崎市)	73
8	延岡グリーンタクシー(株)(延岡市)	71
9	扇興タクシー(株)(延岡市)	69
10	(株)銀町タクシー(宮崎市)	62

県別営業収入



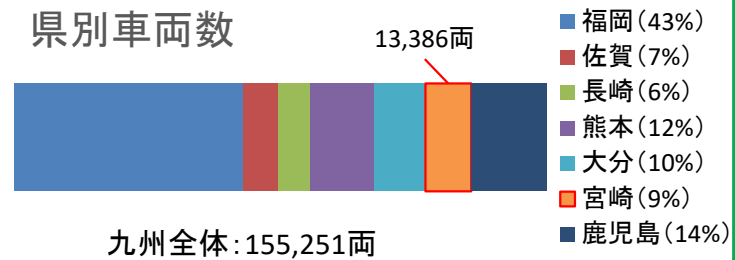
トラック

主な事業者

(保有車両数上位10社: 県内所在468社13,093両)

順位	事業者名(本社所在地)	県内車両数
1	センコー(株)(大阪府)	443
2	ヤマト運輸(株)(東京都)	356
3	八興運輸(株)(日向市)	273
4	南九州福山通運(株)(鹿児島市)	262
5	丸和運送(株)(高鍋町)	184
6	(株)マキタ運輸(都城市)	181
7	(株)コーソク(日向市)	179
8	(株)松尾運送(都城市)	171
9	日通宮崎運輸(株)(宮崎市)	154
10	(株)イグザクト(日向市)	148

県別車両数



各自動車運送事業の県内車両数は、令和6年9月30日現在。

帯グラフデータ: 九州運輸要覧(乗合バス・貸切バス・タクシーの県別営業収入は令和4年度。トラックの県別車両数は令和5年3月末現在。)

乗合バス輸送

路線バスは、宮崎交通が県内全域の運行を担っているが、高鍋～都農間（三和交通）など一部地域では他のバス事業者も運行している。

過疎・高齢化の進行やモーターゼーションの進展等により輸送人員が減少する中、地域の生活交通として補助金等も活用し維持されている。また、各自治体では、乗合タクシーや市町村による自家用有償旅客運送なども導入し、地域に合った交通体系の構築にも取り組んでいる。

高速バスについても、宮崎交通が主要バス会社と宮崎～九州内の各県主要都市間を共同運行している。

近年、宮崎交通が大手宅配事業者と連携し、路線バスによる「客貨混載」を導入したほか、バスロケーションシステムやMaaS、グリーンスローモビリティの運行など、利便性向上等に向けた取り組みが進められている。また、利用者の数の減少や深刻な運転士不足と相まって路線の廃止・減便が進んでいるが地域住民の利便を損なわないよう効率的な運行を可能とするAIデマンドバスが導入されている。



貸切バス輸送

宮崎県内の令和6年3月末現在の貸切バスは29社320両、平成12年2月より事業参入が免許制から許可制に緩和され、平成7年の9社207両と比較して事業者数は約3.2倍、車両数は約1.5倍と小規模事業者が増加した。

平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、平成29年4月に一般社団法人九州貸切バス適正化センターが設立され、同年8月より営業所への巡回指導が開始されている。

また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（（公社）日本バス協会）において宮崎県内では、
★8社 ★★★（最高位）7社（令和6年12月26日現在）が認定されている。



貸切バス事業者安全性評価認定制度（SAFETY BUS（セーフティバス））とは

日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定・公表するもので、平成23年度から運用開始。利用者や旅行会社がより安全性の高い事業者の選択を容易にし、事業者の安全性確保に向けた意識向上とその取組促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としている。

タクシー輸送

宮崎県内の令和6年3月末現在のタクシー事業（車両数）は、法人タクシー事業者数37社（1,796両）、福祉限定事業者数110社（139両）、個人タクシー事業者数36名（両）、総車両数1,971両となっている。

平成14年2月の需給調整規制廃止により事業参入が免許制から許可制に緩和されて車両数が増加、供給過剰が問題となった。

そこで平成21年10月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、特措法）」が施行されたが、供給過剰状態が長期化し、タクシーの安全性・サービス向上にも影響が表れたことから、平成26年1月に改正特措法が施行され、宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市が準特定地域に指定（同26年1月27日指定、宮崎交通圏は同27年8月1日～同31年3月31日は特定地域に指定）、いっそうの事業の適正化・活性化に取り組んでいる。

また、タクシーのサービス向上として平成27年10月1日より、宮崎県内においてもタクシー運転者の登録制度が始まり、翌28年4月1日より完全移行した。

令和7年2月には自家用車活用事業による日本版ライドシェアが宮崎県内でも開始され、各事業者とも運転手の確保及びタクシー不足の解消に取り組んでいる。

トラック輸送

宮崎県内の令和6年3月末現在のトラック事業者数（県外本社事業者も含む）及び車両数は、一般貨物（霊柩を含む）610者・13,213両、特定貨物3者・17両である。

宮崎県からの主な輸送品目は、農・畜・水産物と季節的変動が大きな一次産品であるが、三大都市圏など大消費地から遠距離となるため、長距離運行を余儀なくされている面がある。また、生鮮品目では市場より到着時間が指定されることや、鮮度保持のため結果として長時間の連続運転となっている状況もある。

こうした諸問題の解決を図るため「トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮崎県地方協議会」を開催し、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となって協議を行い、改善に向け取り組んでいる。

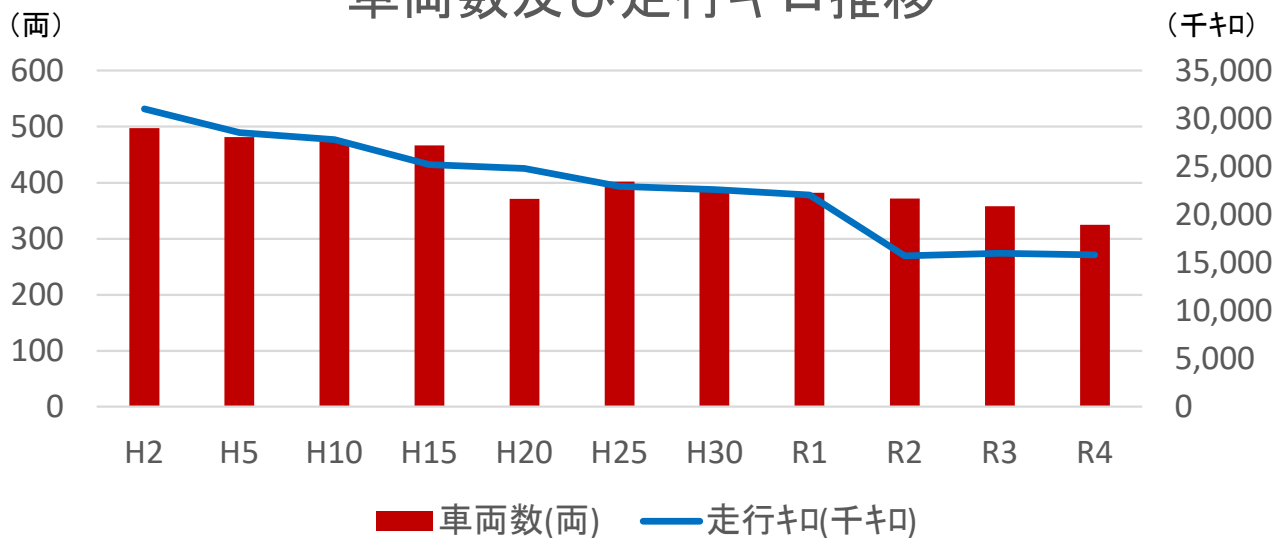
また、令和6年4月からドライバー業務従事者の時間外労働時間の上限規制が適用されたことを踏まえ、トラック運送事業の取引環境の適正化・ドライバー等の労働環境の改善を図るべくトラックGメンを創設し、関係機関と協力し各種施策に取り組んでいる。

乗合バス輸送の概況

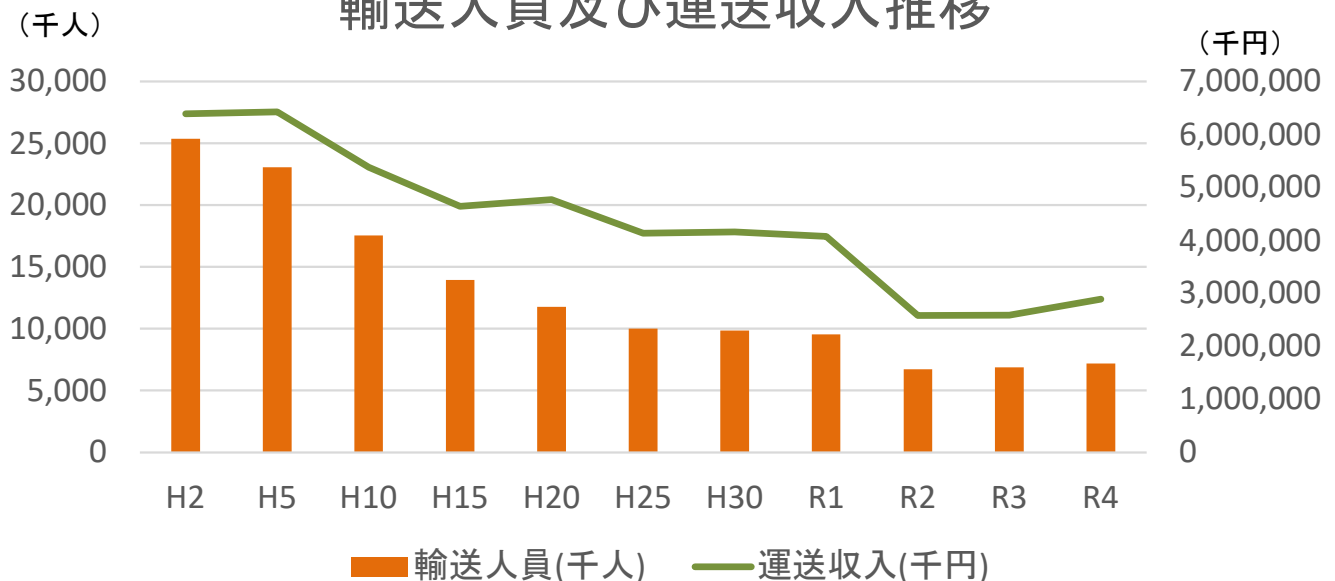
1. 乗合バス輸送人員等の推移

	車両数(両)	走行キロ(千キロ)	輸送人員(千人)	運送収入(千円)
昭和44年度	588	-	78,357	-
平成2年度	497	31,002	25,360	6,387,273
平成5年度	481	28,526	23,051	6,425,500
平成10年度	473	27,784	17,545	5,378,312
平成15年度	466	25,223	13,941	4,641,044
平成20年度	371	24,810	11,769	4,769,881
平成25年度	402	22,967	10,003	4,136,831
平成30年度	388	22,639	9,844	4,160,895
令和元年度	382	22,045	9,538	4,072,898
令和2年度	372	15,695	6,713	2,586,217
令和3年度	358	15,990	6,868	2,589,680
令和4年度	325	15,828	7,188	2,891,150

車両数及び走行キロ推移



輸送人員及び運送収入推移



2. 宮崎県内におけるコミュニティバスの概況 令和6年3月31日現在

市町村	愛称等	運行開始	運行形態	コース数	車両
宮崎市	木花地区乗合タクシー（このはな号）	R2.4.1	区域	4	タク
	北地区乗合タクシー（あやめ号）	H19.12.12	区域	2	タク
	高岡さすな号	H24.10.1	区域	5	タク
	まちなかグリスロ（ぐるっぴー）	R2.11.20	定期	1	グリ
	田野地域乗合タクシー（たのシー号）	R3.8.2	区域	5	タク
	生目地区乗合タクシー（生きいきGO）	R4.10.1	区域	3	タク
	佐土原地区乗合タクシー（あじさい号）	R3.9.1	区域	2	タク
	住吉地区乗合タクシー（すみよし号）	R4.9.1	区域	5	タク
	山田地区乗合タクシー	R2.10.1	自家用	3	自乗
都城市	高崎地区乗合バス	R3.10.1	自家用	6	自乗
	高崎地区乗合タクシー	H12.1.11	定期	3	バス
	高城地区乗合バス	H12.6.1	定期	4	バス
	あじさい	H25.4.1	区域	2	タク
	庄内ふれあい号	H28.11.17	自家用	3	自乗
	尾平野地区デマンドタクシー	H28.4.1	不定期	1	タク
	まちなか循環バス	H25.4.1	定期	2	バス
延岡市	さわやか号（乗合タクシー北方線）	H13.7.3	定期	9	タク
	さわやか号（乗合タクシー北浦線 旧延岡市内線）	H21.4.1	定期	8	タク
	コミュニティバス北川線	H24.4.1	自家用	4	自バ・自乗
	祝子川・六首地区乗合タクシー	R4.2.1	区域	1	タク
	チョイソコのべおか	R4.11.1	区域	1	タク
日向市	ぶらっとバス	H21.4.1	自家用	8	自バ
	乗合バスとうごう	H21.4.1	自家用	5	自バ
	乗合バスなんぶ	H21.4.1	自家用	3	自乗
	南部ぶらっとバス	H28.4.1	自家用	1	自バ
	乗合タクシーほそしま	R1.10.2	区域	1	タク
	はーとふる号・ジャカラランダ号 （大牟礼・杼之尾地区）	H20.10.1	自家用	4	自バ
日南市	清流号・さくら号（北郷地区）	H23.4.1	自家用	4	自バ
	わかば号（酒谷・吉野方地区）	H20.10.1	自家用	6	自バ
	つわぶき号（細田・隈谷地区）	H20.10.1	自家用	5	自バ
	日南市乗合タクシー	H23.10.1	区域	4	タク
串間市	よかバス	H20.10.1	自家用	16	自バ
	よかタク	R4.10.1	区域	1	タク
西都市	西都市コミュニティバス	H19.10.1	定期	8	バス
		H29.10.1	不定期	1	タク
	デマンド型乗合タクシー（茶臼原地区）	R4.10.1	区域	2	タク
	上三財地区乗合タクシー	R5.10.1	区域	2	タクシー
小林市	のりやいバスおうらい	H21.4.1	自家用	11	自バ
	福祉バス（野尻地区）	H12.9.30	定期	7	バス・タク
国富町	よつば号	R4.10.1	区域	2	タクシー
都農町	地域福祉バス	H18.4.1	定期	13	バス
	都農町デマンド型乗合タクシー	R3.4.1	区域	1	タク
川南町	トロントロンバス	H20.10.1	定期・区域	1	バス・タク
木城町	木城町営バス	S58.10.8	自家用	2	自バ
	あおばと号	R1.10.2	区域	2	タク
高鍋町	高鍋町デマンド交通（2社運行）	R4.10.3	区域	1	タク
新富町	るびなす号	H25.10.1	自家用	1	自バ
	トヨタタク	R2.11.1	区域	3	タク
高千穂町	ふれあいバス	H16.9.30	自家用	19	自バ・自乗
日之影町	すまいるバス	H9.10.1	自家用	11	自バ・自乗
五ヶ瀬町	Gライン	H19.10.1	自家用	3	自バ
美郷町	南郷乗合タクシー	H2.3.4	定期	3	タク
	北郷・西郷ふくしコミュニティバス	H21.1.19	定期・不定期	9	タク
椎葉村	椎葉村営バス	S62.4.6	自家用	7	自バ
諸塚村	地域バス	H12.9.7	定期・区域	4	バス・タク
西米良村	村営バスやまびこ	H6.10.20	自家用	3	自バ
高原町	高原町乗合タクシー	H19.3.1	定期・不定期・区域	6	タク
三股町	くいまーる	H19.4.1	自家用	7	自バ・自乗
			定期	7	タク
			不定期	1	タク
門川町	かどっぴータクシー	H28.10.1	区域	1	タク

西都市	広域的コミュニティバス	R5.10.1	定期	1	バス
国富町	（西都市～国富町）				
高鍋町	広域的コミュニティバス	R5.10.1	定期	1	バス
川南町	（高鍋町～川南町～都農町）				
都農町					

運行形態について
〔定期〕 路線定期運行
〔不定期〕 路線不定期運行
〔区域〕 区域運行
〔自家用〕 自家用有償旅客運送

車両について
〔バス〕 事業用（緑ナンバー）バス（乗車定員11名以上）
〔タク〕 ジャボク・タツ・セグ型タツ（乗車定員11名未満）
〔グリ〕 グリーノスロ・ヒ・リテ
〔自バ〕 自家用（白ナンバー）バス（乗車定員11名以上）
〔自乗〕 自家用（白ナンバー）ワゴン車・乗用車（乗車定員11名未満）

3. 地域公共交通確保維持改善事業（広域・幹線的バス）交付金額

（単位：百万円）

年度	路線維持費			車両購入費			合計	
	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	金額
H10	3	77	133	0	0	0	3	133
15	2	48	134	1	7	18	2	152
21	3	39	134	1	6	45	3	179
22	2	36	87	1	7	6	2	93
23	2	39	111	1	14	27	1	138
24	2	39	92	1	5	33	2	125
25	2	35	116	1	5	26	2	142
26	2	34	119	1	5	33	2	152
27	2	35	140	1	6	41	2	182
28	2	35	155	1	6	45	2	200
29	2	32	132	1	6	51	2	183
30	2	32	147	1	6	40	2	188
R1	2	32	153	1	6	37	2	190
2	2	32	247	1	6	40	2	287
3	2	30	243	1	6	45	2	288
4	2	29	193	1	6	47	2	240
5	2	25	94	1	36	47	2	141

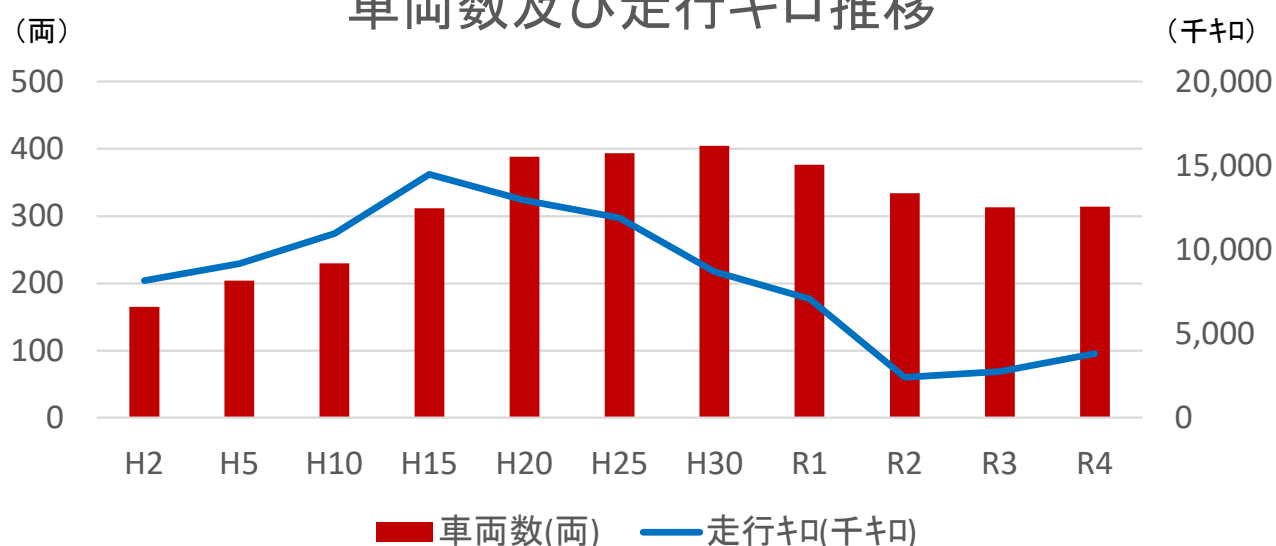
※R2～4年度は補正予算を含む

平成23年度以前：
地方バス運行維持費補助金
平成24年度以降：
地域公共交通確保維持改善事業費補助金

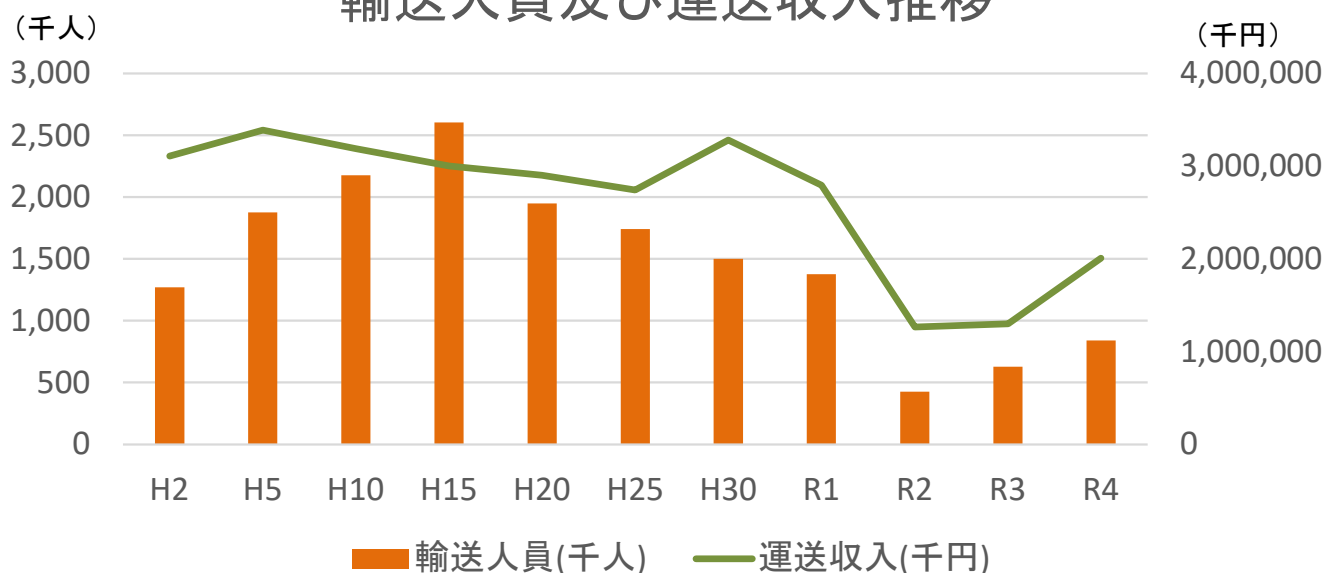
貸切バス輸送の概況（貸切バス車両数の推移）

	車両数(両)	走行キロ(千キロ)	輸送人員(千人)	運送収入(千円)
平成2年度	165	8,166	1,270	3,108,327
平成5年度	204	9,180	1,875	3,387,836
平成10年度	230	10,973	2,177	3,188,746
平成15年度	312	14,482	2,605	3,002,384
平成20年度	388	12,950	1,949	2,902,494
平成25年度	393	11,905	1,740	2,743,946
平成30年度	404	8,705	1,501	3,281,810
令和元年度	376	7,077	1,376	2,795,274
令和2年度	334	2,398	425	1,265,987
令和3年度	313	2,756	628	1,297,974
令和4年度	314	3,823	840	2,006,691

車両数及び走行キロ推移



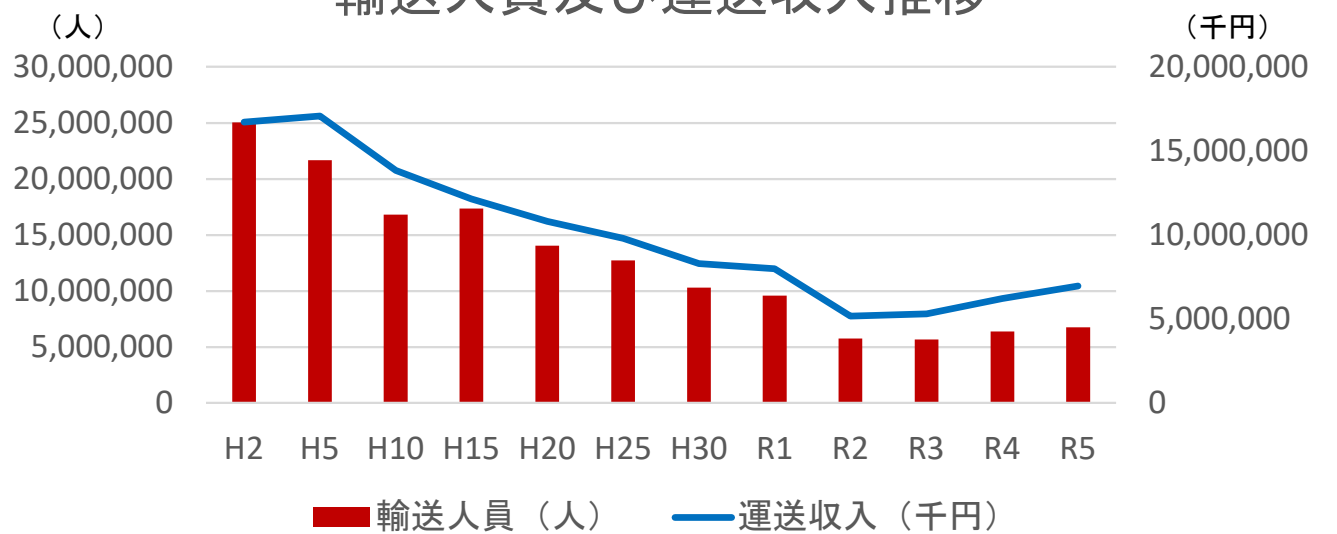
輸送人員及び運送収入推移



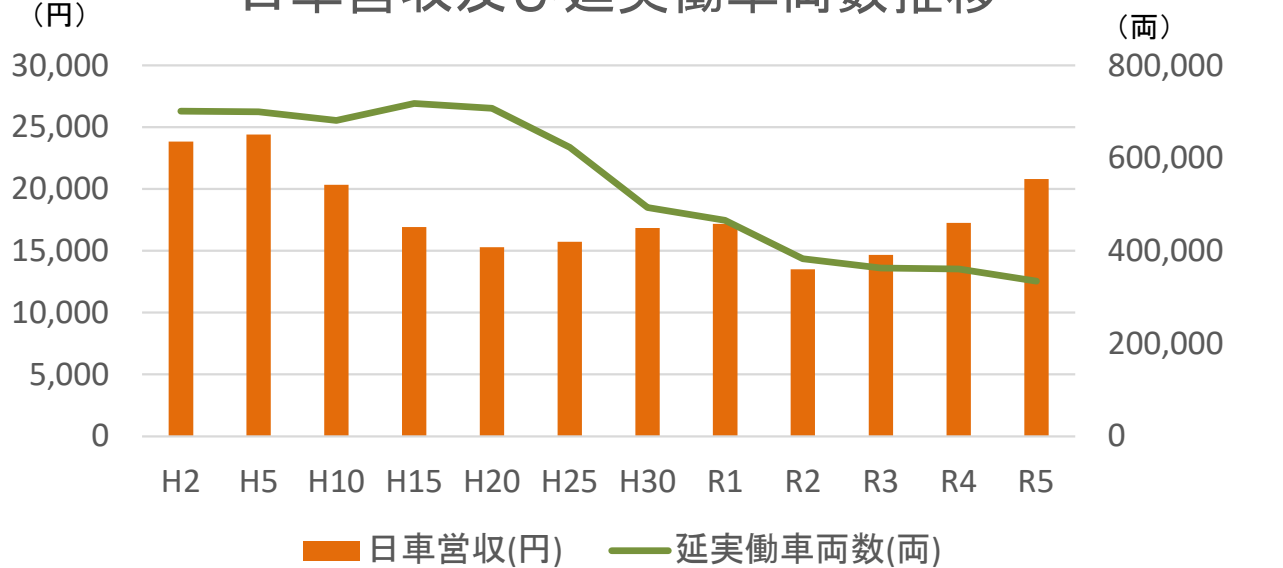
タクシー輸送の概況（タクシー輸送人員等の推移〔法人タクシー〕）

	輸送人員(人)	運送収入(千円)	日車営収(円)	延実働車両数(両)
昭和47年度	29,887,000	-	-	-
平成2年度	25,038,814	16,726,518	23,843	701,525
平成5年度	21,663,675	17,081,437	24,412	699,703
平成10年度	16,813,336	13,846,992	20,334	680,991
平成15年度	17,352,265	12,147,454	16,928	717,607
平成20年度	14,055,508	10,817,633	15,288	707,569
平成25年度	12,745,686	9,795,906	15,722	623,072
平成30年度	10,298,492	8,301,098	16,834	493,101
令和元年度	9,579,220	7,999,694	17,184	465,518
令和2年度	5,769,013	5,167,824	13,506	382,644
令和3年度	5,675,719	5,314,144	14,661	362,462
令和4年度	6,399,521	6,223,368	17,267	360,415
令和5年度	6,771,448	6,963,456	20,816	334,552

輸送人員及び運送収入推移

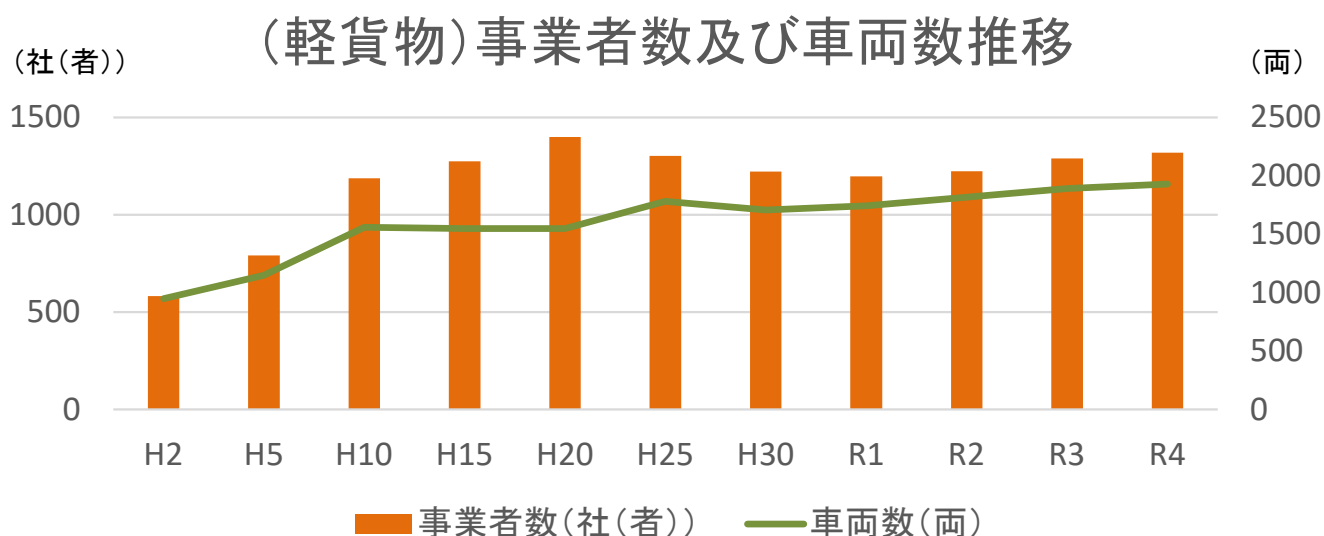
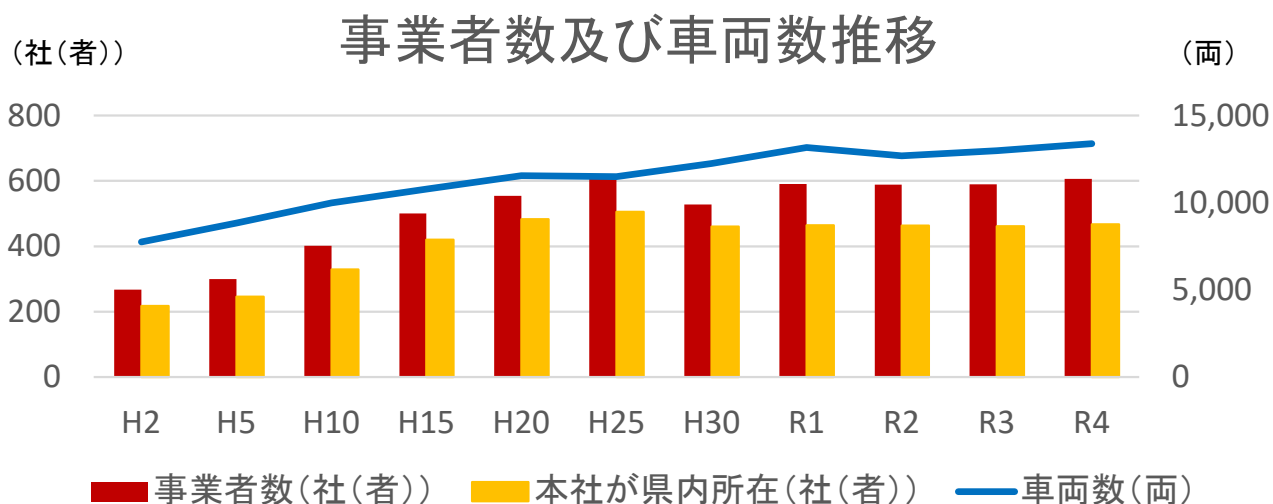


日車営収及び延実働車両数推移



貨物自動車運送事業の概況（事業者数及び車両数）

	事業者数 社（者）	※本社が県内所在 社（者）	車両数 両	貨物軽事業者数 社（者）	貨物軽車両数 両
平成2年度	268	218	7,743	582	950
平成5年度	300	246	8,846	792	1,148
平成10年度	402	330	9,976	1,187	1,561
平成15年度	501	421	10,772	1,274	1,549
平成20年度	554	483	11,549	1,399	1,548
平成25年度	609	506	11,497	1,303	1,781
平成30年度	527	461	12,232	1,222	1,709
令和元年度	590	465	13,162	1,197	1,744
令和2年度	588	464	12,674	1,224	1,819
令和3年度	589	462	12,980	1,290	1,892
令和4年度	606	468	13,386	1,320	1,930



資料：九州運輸要覧、特定事業の数は除く。

※事業者の本社が宮崎県内に所在する数は左の事業者数の内数

注）平成元年度以前は総合計から特定事業数を除し、貨物軽は軽車両等の数値を使用

レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

年度	平成 10	15	20	25	30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
事業者数	71	106	87	201	226	235	239	251	266	293

大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）※により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。

※昭和41年、愛知県にて道路脇で横断を待っていた幼稚園児の列へダンプカーが突入、保母1名・園児9名が即死する事故を契機として昭和42年制定。

（令和6年3月末現在）

車体表示	（事業用）	（自家用）						合計
	（営）	（石）	（砕）	（砂）	（販）	（建）	（他）	
経営事業	貨物自動車 運送事業	採石業	砕石業	砂利採取業	砂利販売業	建設業	その他	
車両数	1,286	73	11	69	188	696	107	2,430

自動車運送事業の監査の概況

自動車運送事業者監査は、平成21年3月に公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」の目標達成に向け行政処分を強化し、法令等に基づき事業経営を確認して、是正が必要な場合は行政処分を行い、輸送の安全確保を図ってきたが、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて、悲惨な事故を二度と起こさないとの決意のもと、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2009」の改定を行い、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した。貸切バス事業に関する監査基本方針と行政処分基準の改正を平成28年12月に行い、法令違反を早期に是正させ、改まらない場合は、貸切バス事業から速やかに退場させる仕組みとなった。

また、令和3年3月には「事業用自動車総合安全プラン2020」を改定し、以下の項目を目標とする「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定された。

- ①24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ②重傷者数2,120人以下
- ③人身事故件数16,500件以下
- ④飲酒運転ゼロ

県下自動車運送事業者行政処分件数等推移

			平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業の 種類	バス	件数 (件)	2	2	1	4	1	2	0	5
		車両数 (両)	5	6	0	7	1	7	0	10
		延車両停止 日車数	70	190	0	260	30	210	0	10
	タクシー	件数 (件)	0	3	0	6	1	2	0	2
		車両数 (両)	0	31	0	63	11	19	0	19
		延車両停止 日車数	0	63	0	340	60	100	0	20
	トラック	件数 (件)	12	23	21	16	8	11	5	9
		車両数 (両)	20	41	29	40	15	32	8	13
		延車両停止 日車数	780	1,670	850	765	598	510	170	180
合計			件数 (件)	14	28	22	26	10	15	16
			車両数 (両)	19	78	29	110	27	58	42
			延車両停止 日車数	850	1,923	850	1,365	688	820	210

※1) 件数には、文書警告・許可の取消を含む。

※2) 延停止日車数＝停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

自動車登録の概況

自動車の登録制度は、自動車についての所有権の公証を行い、第三者に対する対抗要件を付与するという民事上の目的とともに、自動車の安全確保・公害の防止や保有実態の把握、盗難防止等の行政上の目的をもっており、巨大な車社会の秩序を支える制度的基盤となっている。

モータリゼーションの進展に伴い、増大する自動車登録業務を円滑に処理するため、本県では昭和46年4月に電子情報処理システムが導入された。

これは、全国の局及び自動車検査登録事務所と国土交通省の自動車登録管理室（センター）との間をオンラインで結びリアルタイム処理により、自動車の登録・検査記録を一元的に管理しているものである。

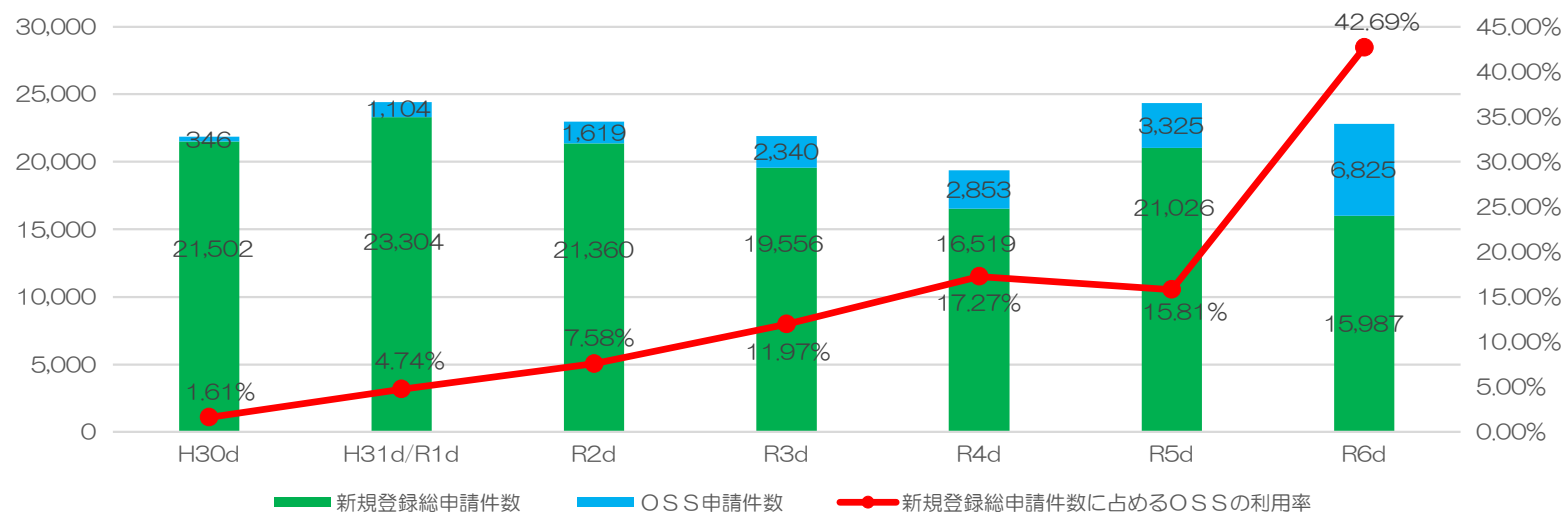
本県の自動車保有車両数は、令和6年3月末現在955,900台（うち軽自動車483,000台）となっている。

また、平成30年7月より宮崎県でも導入されたワンストップサービス（OSS）による新規登録申請は、令和6年度に関係団体の協力により宮崎県全体の新規登録申請に占める割合が40%を超えた。

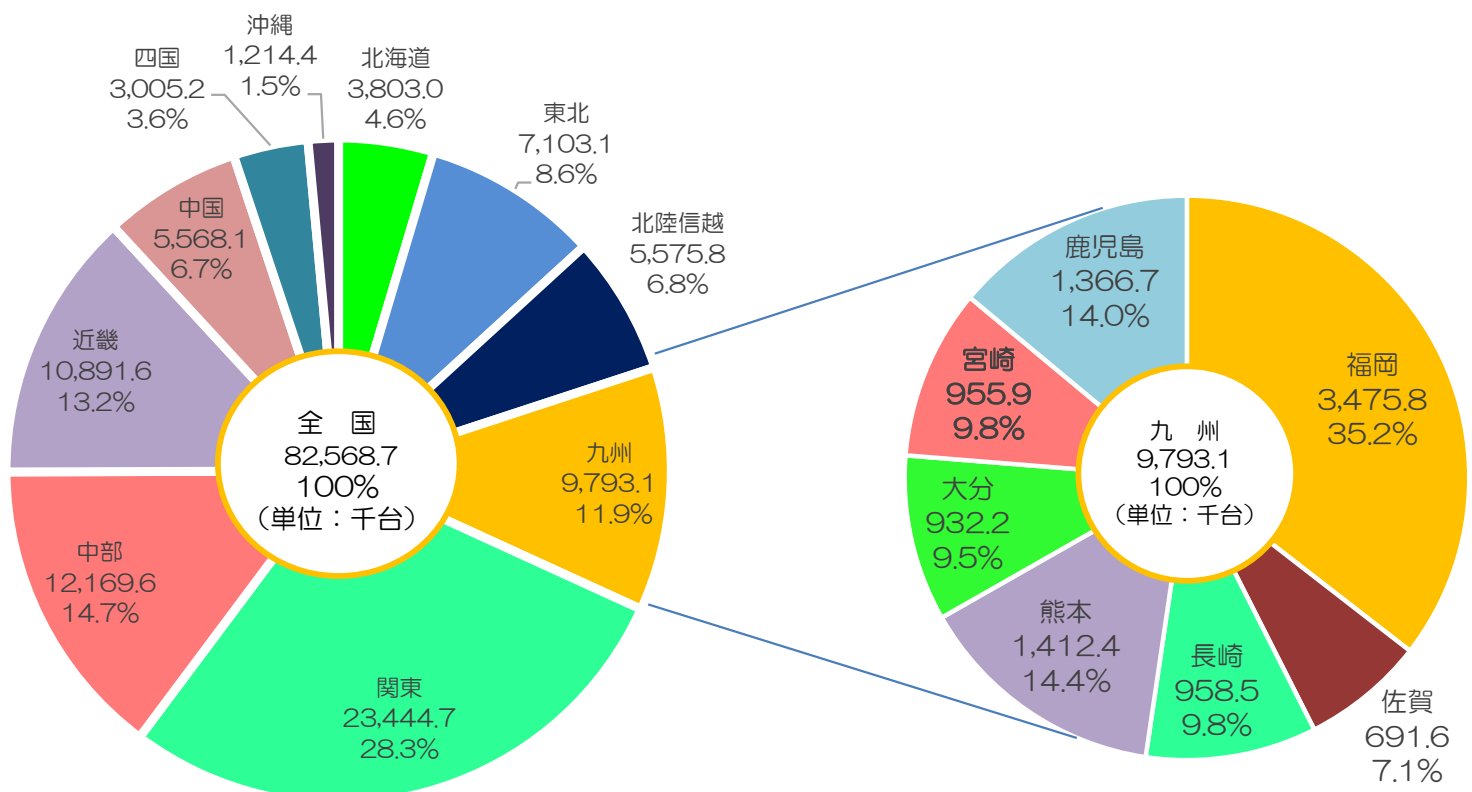
OSSの更なる推進のため令和5年1月からは自動車検査証の電子化と共に、国から委託を受けた、整備事業者、行政書士等が有効期間の延長等を行える「記録事務代行サービス」を開始した。

1. 新規登録総申請件数に占めるOSS申請利用率（単位：台）

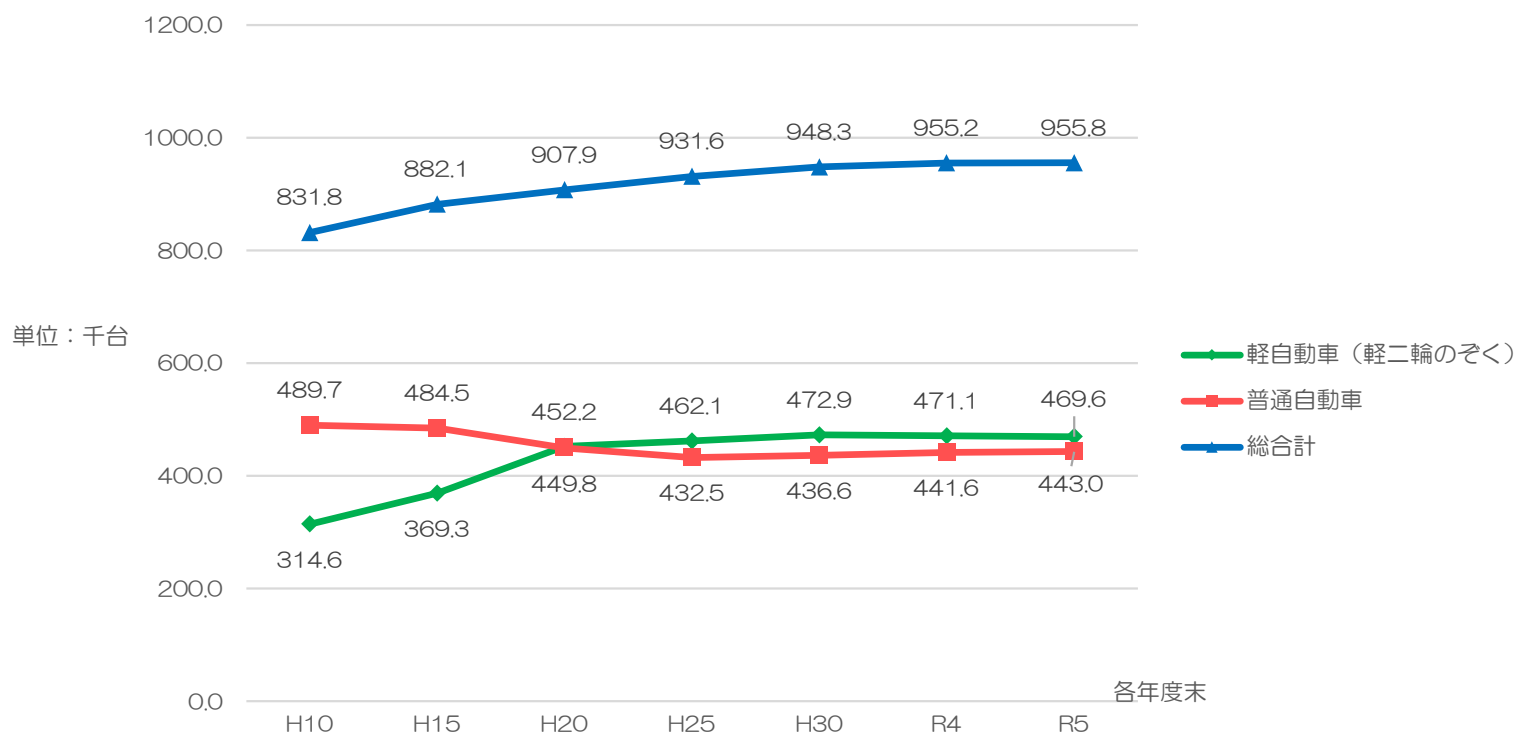
※OSS申請は、H30.7より利用開始。（R6dについては、R6.4～R6.12の件数を計上）



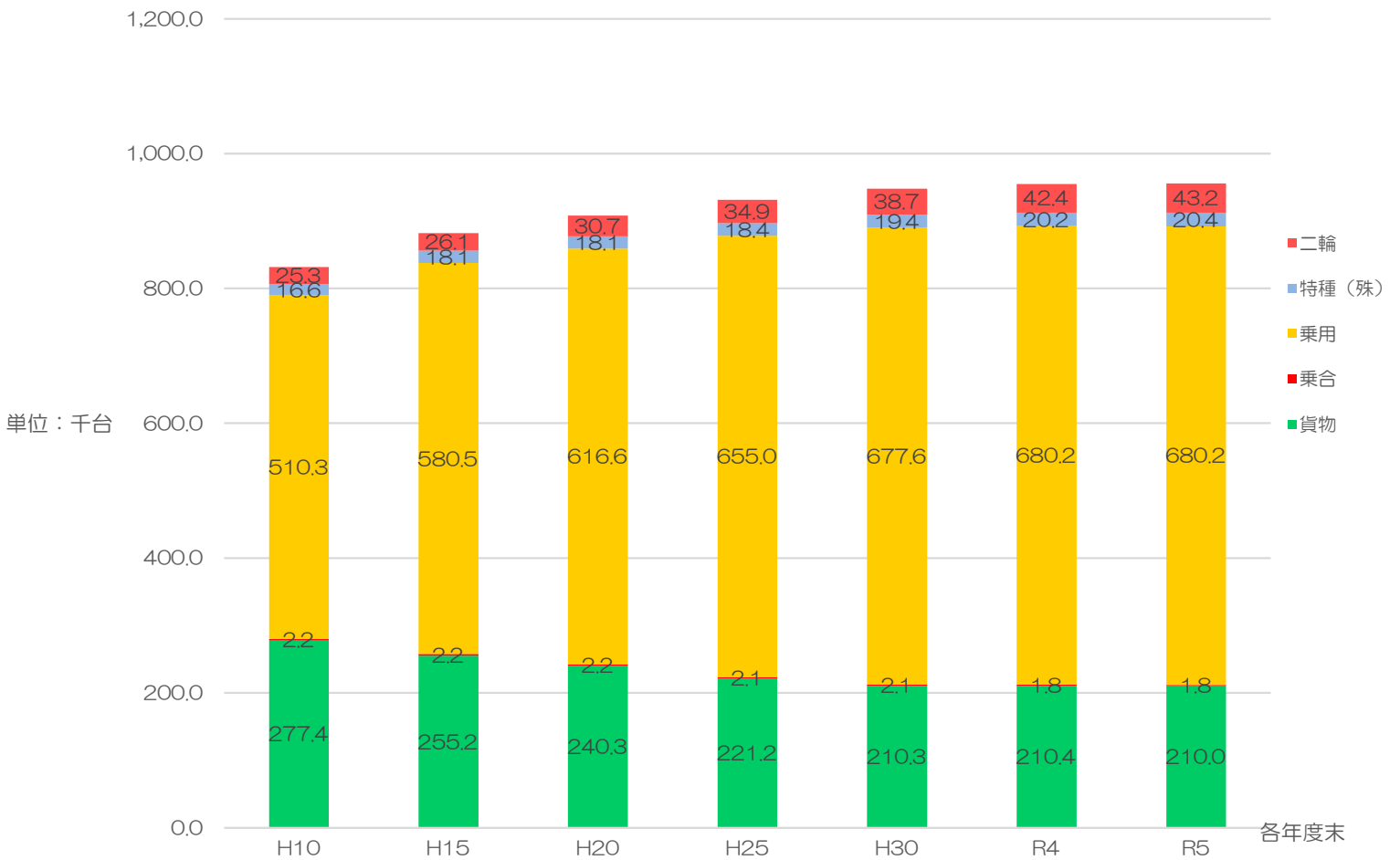
2. 全国及び九州の保有車両数（令和6年3月末現在）



3. 宮崎県内全保有自動車数の推移（単位：千台）



4. 宮崎県内全保有自動車の用途別車両数（単位：千台）



5. 市郡別市町村別保有車両数（令和6年3月末現在）

		貨 物					乗 合		乗 用			特 種(殊)			二 輪 車		登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪含)
		普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型 特殊	軽自 動車	小型二輪	軽二輪		
					四輪	三輪												
宮崎市		7,815	12,293	379	33,975	2	347	359	70,520	67,644	114,416	5,042	551	573	6,574	4,533	171,524	153,499
都城市		5,844	6,187	386	22,609	1	81	194	29,239	26,201	52,605	2,979	671	309	2,987	1,972	74,769	77,496
延岡市		2,859	3,330	365	14,760	1	97	122	19,447	18,357	33,959	1,373	387	159	2,073	1,679	48,410	50,558
日南市		1,108	1,161	92	7,706	0	35	74	7,716	7,923	14,827	651	191	54	730	549	19,681	23,136
小林市		1,627	2,027	39	8,870	0	29	60	7,169	7,448	13,912	675	254	109	901	557	20,229	23,448
日向市		1,913	1,761	453	7,971	1	21	44	10,145	9,304	18,644	880	351	58	990	655	25,862	27,329
串間市		429	578	23	3,758	0	6	22	2,565	2,717	5,010	196	139	33	244	173	6,919	8,974
西都市		764	1,017	76	5,539	0	28	33	4,369	4,385	9,707	434	100	49	651	390	11,857	15,685
えびの市		668	654	26	4,534	1	1	19	2,766	2,987	5,754	343	88	36	360	309	7,912	10,634
北諸県郡三股町		936	740	44	3,053	0	5	22	4,540	3,773	8,234	419	75	38	508	353	11,062	11,678
西諸県郡高原町		376	427	24	2,091	1	11	16	1,491	1,619	2,802	131	60	25	223	123	4,378	5,042
	国 富 町	644	728	8	3,462	0	1	7	2,920	2,938	6,122	239	66	24	370	261	7,921	9,869
	綾 町	170	228	0	1,332	0	1	10	1,053	1,106	2,266	69	15	11	123	86	2,775	3,695
東諸県郡計		814	956	8	4,794	0	2	17	3,973	4,044	8,388	308	81	35	493	347	10,696	13,564
	高 鍋 町	492	585	40	2,439	0	3	20	3,127	3,233	6,738	345	66	30	457	430	8,368	9,637
	新 富 町	489	615	16	2,748	0	3	16	2,893	2,593	5,675	215	136	19	398	244	7,374	8,686
	西 米 良 村	53	46	0	331	0	0	8	165	176	311	31	13	11	15	8	507	661
	木 城 町	125	211	4	1,002	0	2	9	721	720	1,659	55	26	8	112	52	1,985	2,721
	川 南 町	802	748	110	3,079	0	4	24	2,466	2,333	5,240	336	76	32	421	227	7,320	8,578
	都 農 町	323	421	17	2,076	0	0	6	1,740	1,503	3,320	119	28	14	297	260	4,454	5,670
児湯郡計		2,284	2,626	187	11,675	0	12	83	11,112	10,558	22,943	1,101	345	114	1,700	1,221	30,008	35,953
	門 川 町	410	505	14	2,469	0	5	15	2,897	2,638	5,659	184	30	28	389	280	7,087	8,436
	美 郷 町	208	154	4	1,864	0	2	7	749	870	1,319	81	22	15	84	63	2,181	3,261
	諸 塚 村	96	63	0	678	0	1	7	229	266	397	37	33	10	18	6	750	1,091
	椎 葉 村	222	129	1	1,092	0	0	13	415	387	656	26	36	22	26	21	1,255	1,791
東臼杵郡計		936	851	19	6,103	0	8	42	4,290	4,161	8,031	328	121	75	517	370	11,273	14,579
	高 千 穂 町	336	359	15	3,183	0	5	19	1,697	1,772	3,219	156	35	24	170	191	4,564	6,617
	日 之 影 町	195	163	12	1,294	0	2	19	522	612	1,007	104	54	6	50	48	1,733	2,355
	五 ヱ 瀬 町	119	163	5	1,166	0	0	11	429	507	1,012	56	13	5	45	35	1,348	2,218
西臼杵郡計		650	685	32	5,643	0	7	49	2,648	2,891	5,238	316	102	35	265	274	7,645	11,190
不明		0	1	0	192	0	0	0	2	0	100	0	43	6	1	0	47	298
総合計		29,023	35,294	2,153	143,273	7	690	1,156	181,992	174,012	324,570	15,176	3,559	1,708	19,217	13,505	462,272	483,063

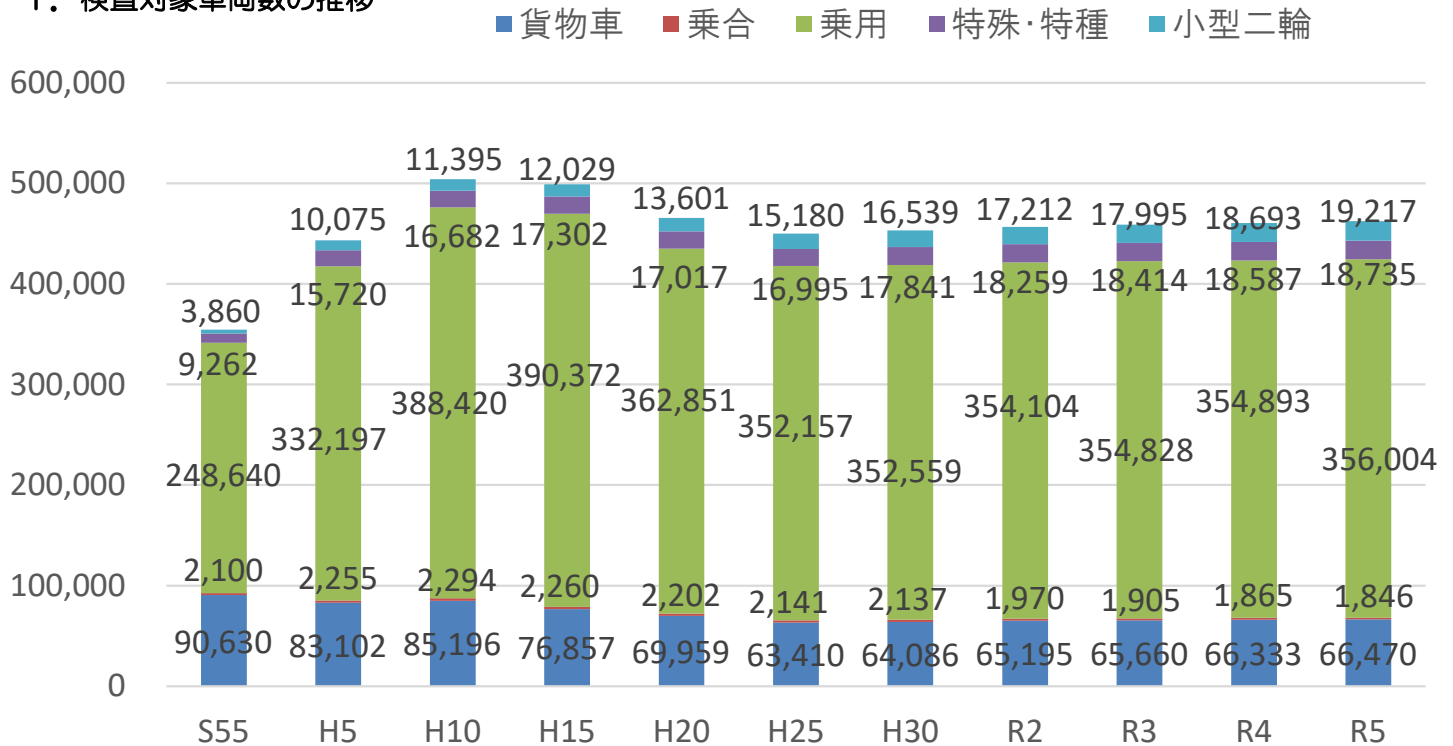
軽二輪については、令和6年4月1日現在の市町村課税台帳による。

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

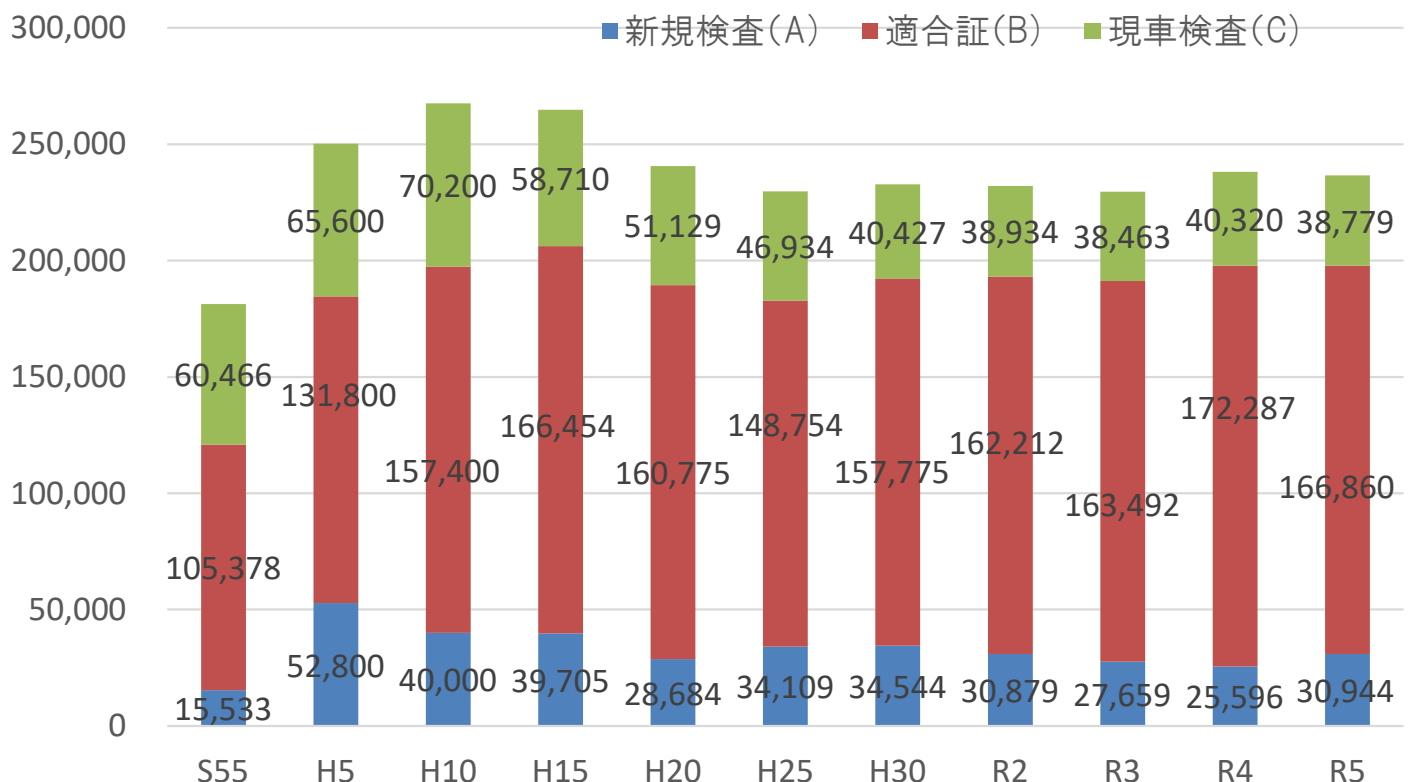
自動車の検査対象車両数（軽自動車を除く）は、令和5年度末時点で約46万2千台と横ばい傾向が続いている。新規検査については約3万台と持ち直し、継続検査については約20万5千台とやや減少している。

点検整備制度については、近年における自動車の自動運転に向けた先進技術の実用化に伴い、電子制御装置の定期点検（OBD点検）・整備（自動車特定整備制度）・検査（OBD検査）を適切に行っていくための制度改正が行われた。

1. 検査対象車両数の推移



2. 検査車両数（検査種類別）の推移



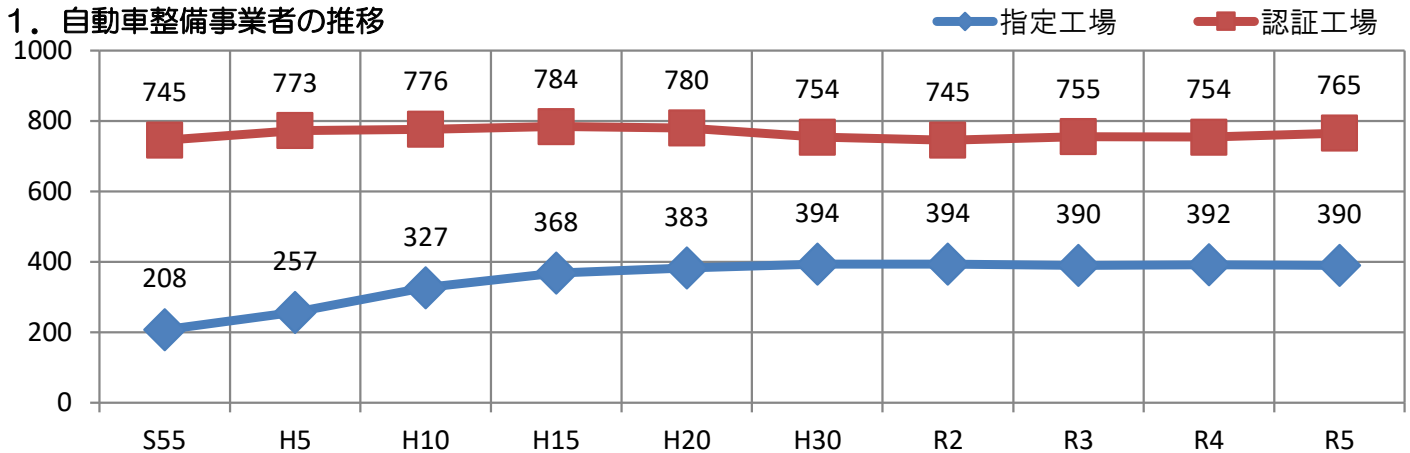
自動車整備事業の概況

宮崎県内の自動車特定整備事業場（認証工場）は、令和6年3月末現在765工場で横ばいが続いている。また、指定工場も390工場で横ばいが続いている。

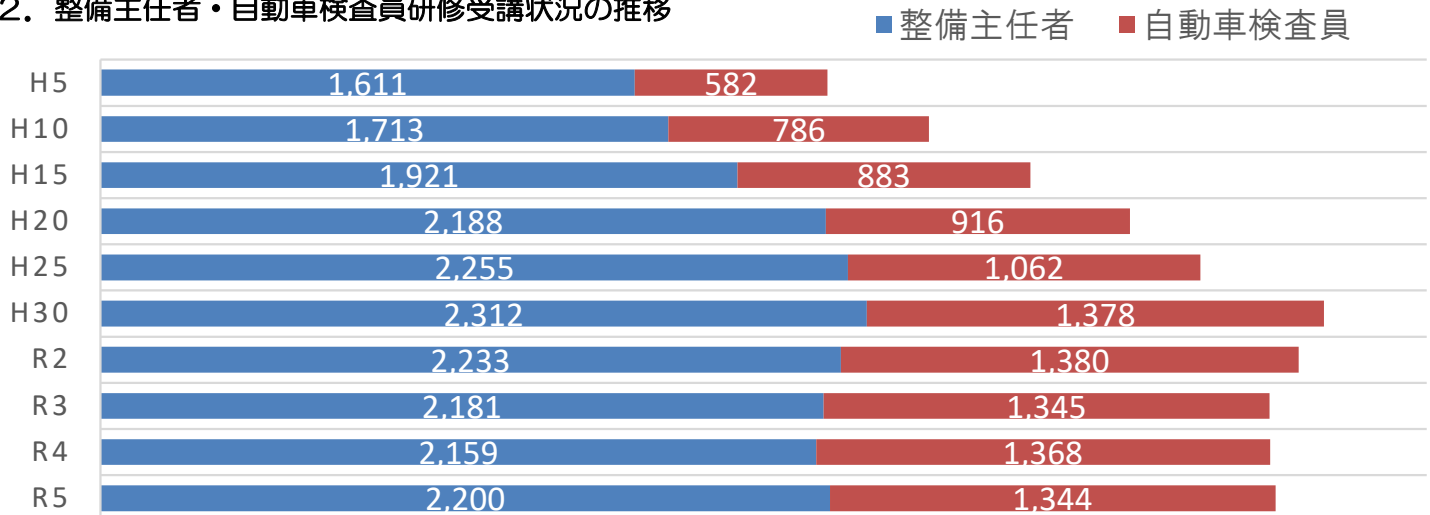
自動車整備士資格の見直し（令和6年度から養成開始、令和9年度から試験開始）が行われ、自動車技術の高度化に対応する資格とするため電子制御装置の内容を含む資格としている。

近年は、最新技術や新機構が大幅に採用され、既存の自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための教育・研修の機会が必要になり、自動車整備振興会等における技術研修等及び整備主任者研修・自動車検査員研修を毎年実施している。

1. 自動車整備事業者の推移

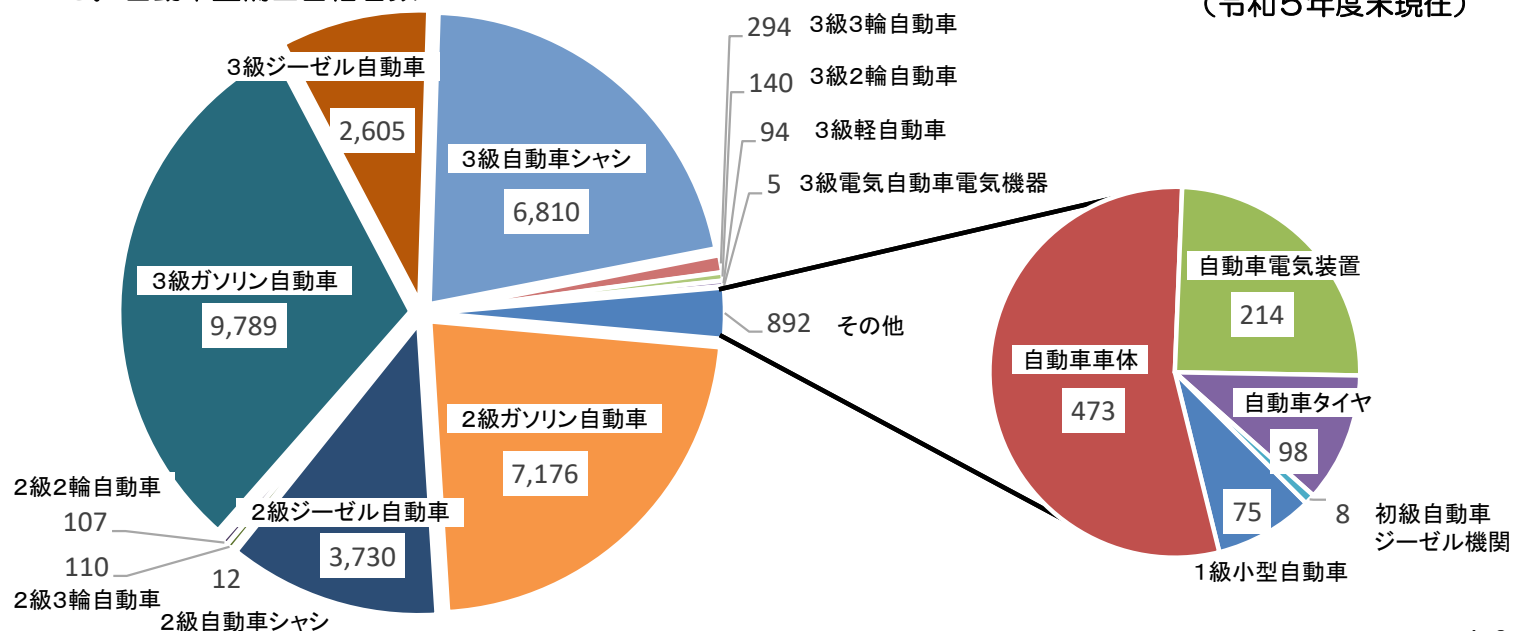


2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者数

(令和5年度末現在)

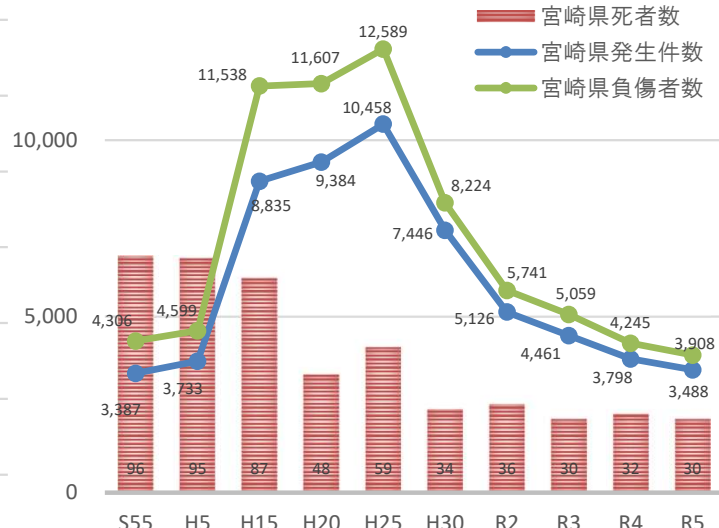
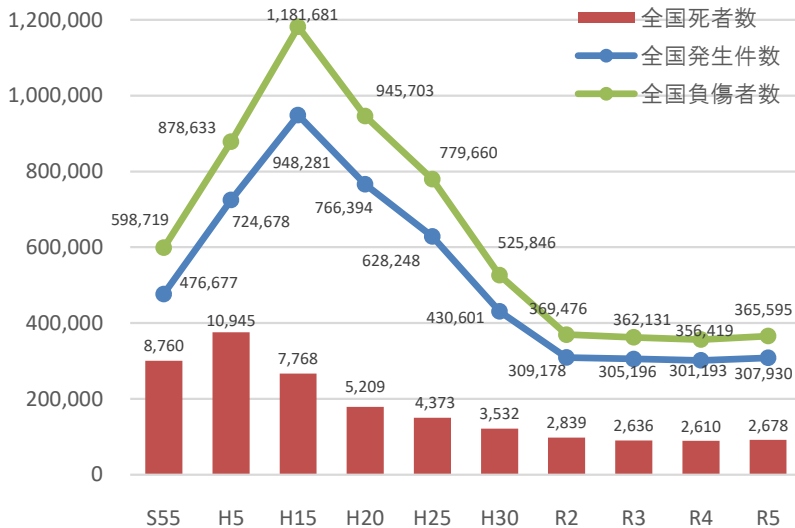


自動車の事故・公害関係の概況

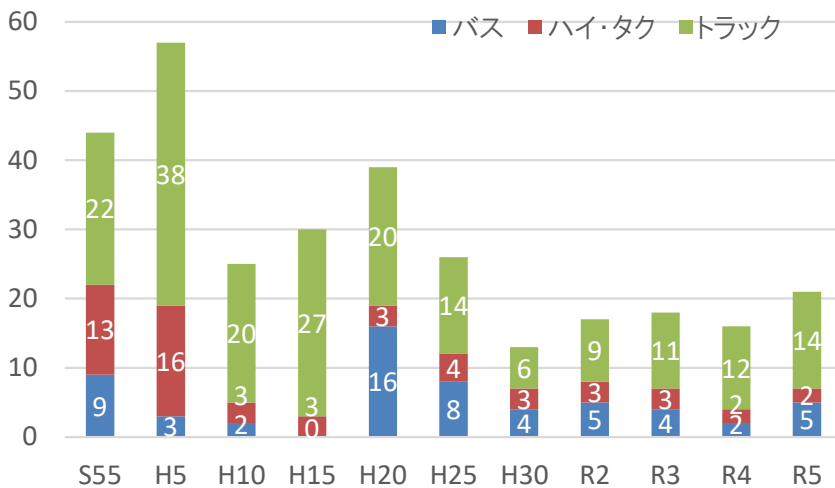
宮崎県における令和5年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数21件、死者数1人、負傷者数23人であり、全業態では増減を繰り返している。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、電気自動車等低公害、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに、税制上の特例措置を講ずることにより、その普及を図ることとしている。

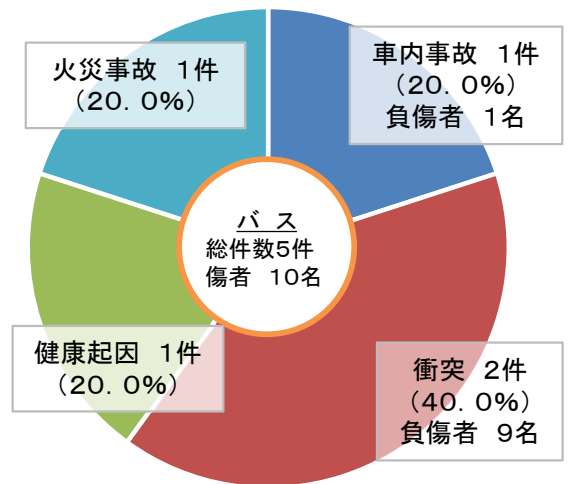
1. 事故発生状況の推移



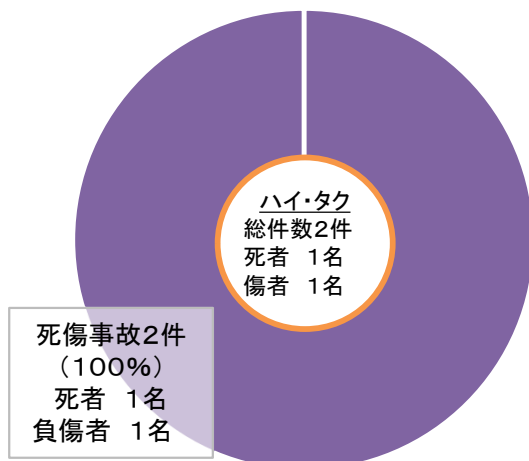
2. 宮崎県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



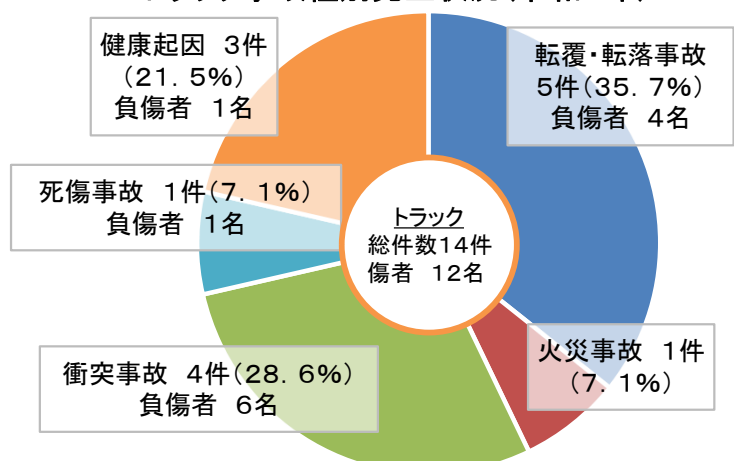
バス事故種別発生状況(令和5年)



ハイ・タク事故種別発生状況(令和5年)



トラック事故種別発生状況(令和5年)



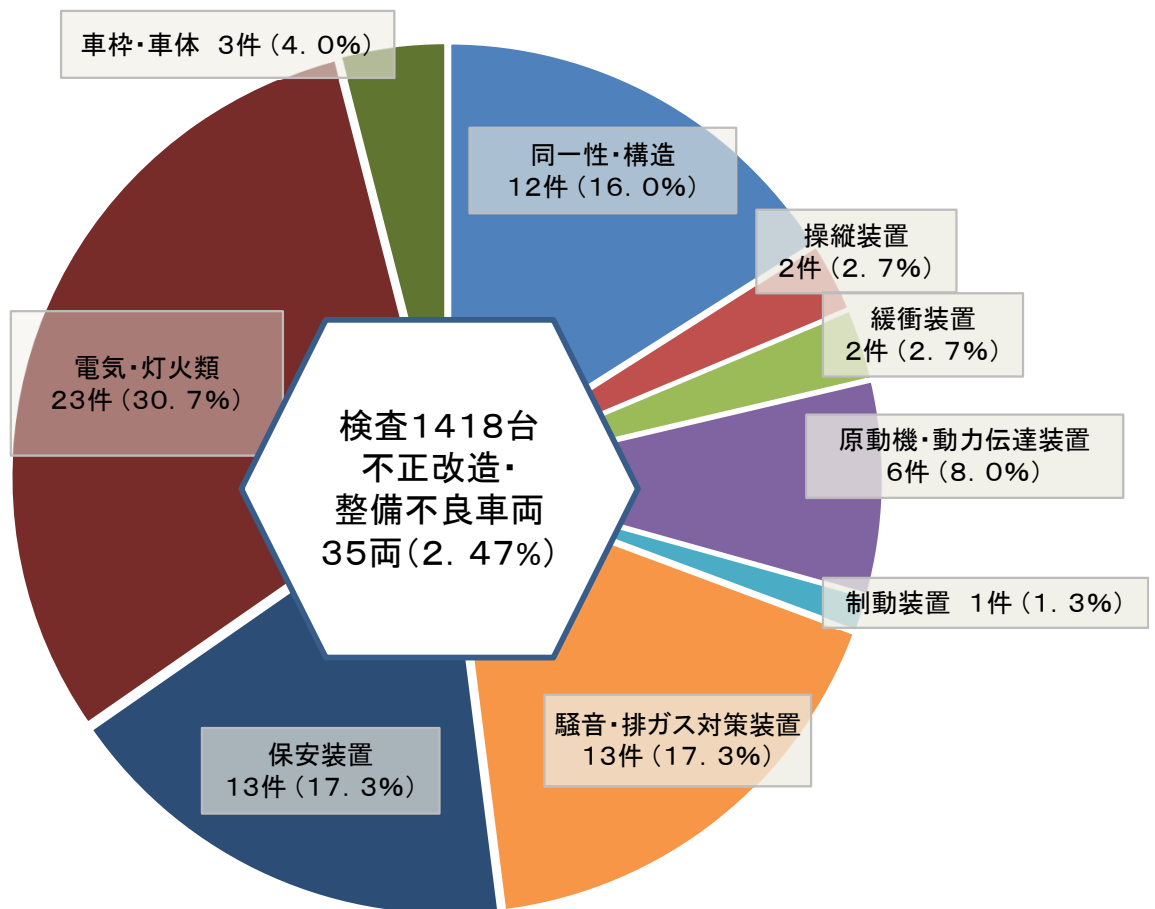
街頭検査の実施概況

交通安全運動、不正改造車排除運動及び自動車点検整備推進運動の期間など年間を通じて、一般車両を対象とした街頭検査を実施している。令和5年度の検査台数は、1,418台。

また、運輸局と協力し、不正燃料の使用による環境破壊防止のため、不正軽油にかかる街頭検査、さらには、可搬式ナンバー読み取り装置を用いた無車検街頭検査も実施している。

不定期ではあるが、県警本部・各警察署と連携し不正改造行為車両に特化した街頭検査や警察押収車両に対する検査を実施している。

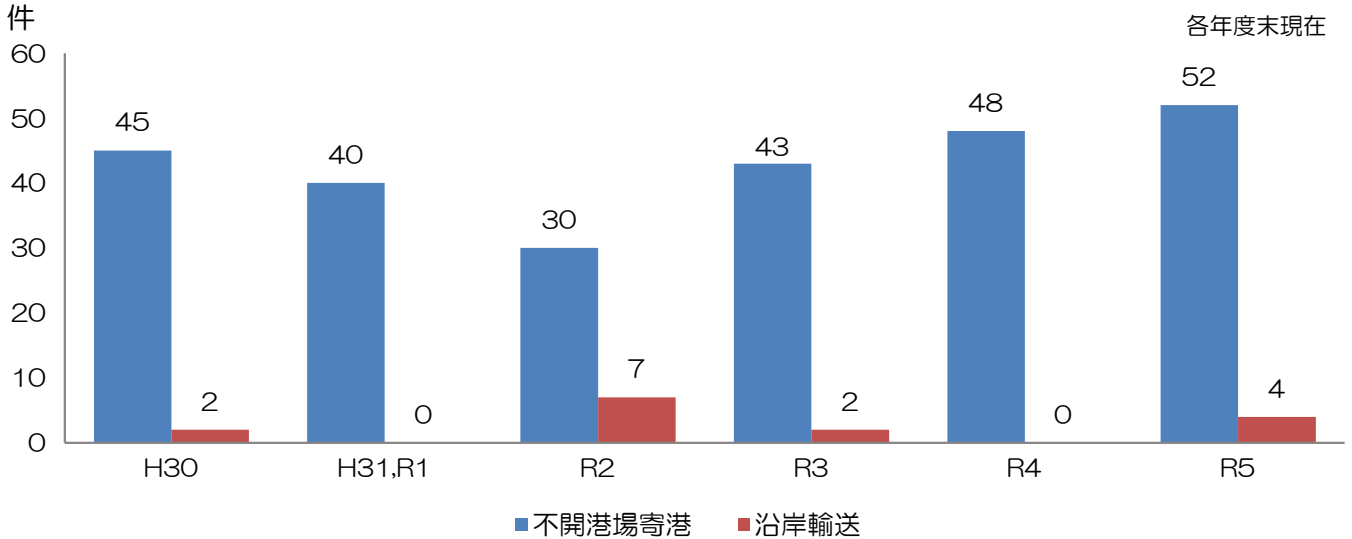
装置別整備不良件数(令和5年度)



海上輸送の概況

1. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

令和5年度の不開港場寄港特許件数は52件、沿岸輸送特許件数は4件である。不開港場寄港特許は、化学工業品（延岡新港）や肥料（宮崎港）の揚荷、原木（福島港、宮崎港）やスクラップ（宮崎港）の積荷を入港理由とするものが殆どである。一方、沿岸輸送特許は、主として細島港からの空コンテナ輸送や、油津港からのクルーズ船関連の輸送などである。平成30年1月以降、油津港からの空コンテナ輸送の定期的な取扱いがなくなった。
※管内における開港は油津港、細島港の2港のみ



2. 内航海運関係の概況

管内の内航海運業者の概況は下表1のとおり、登録事業者（運送事業者・貸渡事業者）が2事業者（2隻）、届出事業者が5事業者（7隻）で、資本金5千万円以上は1事業者のみとなっている。

また、貨物利用運送事業（内航・外航）の事業者数は下表2のとおり、内航が18事業者、外航が1事業者となっている。

表1 内航海運事業者数（令和6年12月末現在）

事業実態	事業者数	船舶数
登録	2	2
届出	5	7

表1-2 内航海運登録事業者数（規模別）（令和6年12月末現在）

個人	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満
0	0	1	1

表2 利用運送事業者数（令和6年12月末現在）

事業の種類（内航）	事業者数
第一種利用運送事業	11
二種利用運送事業	7

表2-2 利用運送事業者数（令和6年12月末現在）

事業の種類（外航）	事業者数
第一種利用運送事業	0
二種利用運送事業	1

3. 旅客航路事業の概況

管内の旅客航路事業者の概況は下表のとおり、一般旅客定期航路が3事業者（3航路）、旅客不定期航路が3事業者（3航路）となっている。

一般旅客定期航路には、宮崎県と関西圏とを結ぶ物流・人流の大量輸送機関として長距離フェリー航路が「宮崎～神戸」間に1航路が運航され、また、本土と離島を結ぶ航路として「大島～目井津」航路及び離島航路整備法の指定を受けて国庫補助航路として運営されている「島浦～浦城」航路の2航路が運航されている。

このほかに遊覧、観光航路としての不定期航路事業が3航路ある。

【旅客航路事業者数】

（令和6年12月末現在）

一般旅客定期航路		旅客不定期航路	
事業者数	航路数	事業者数	航路数
3	3	3	3

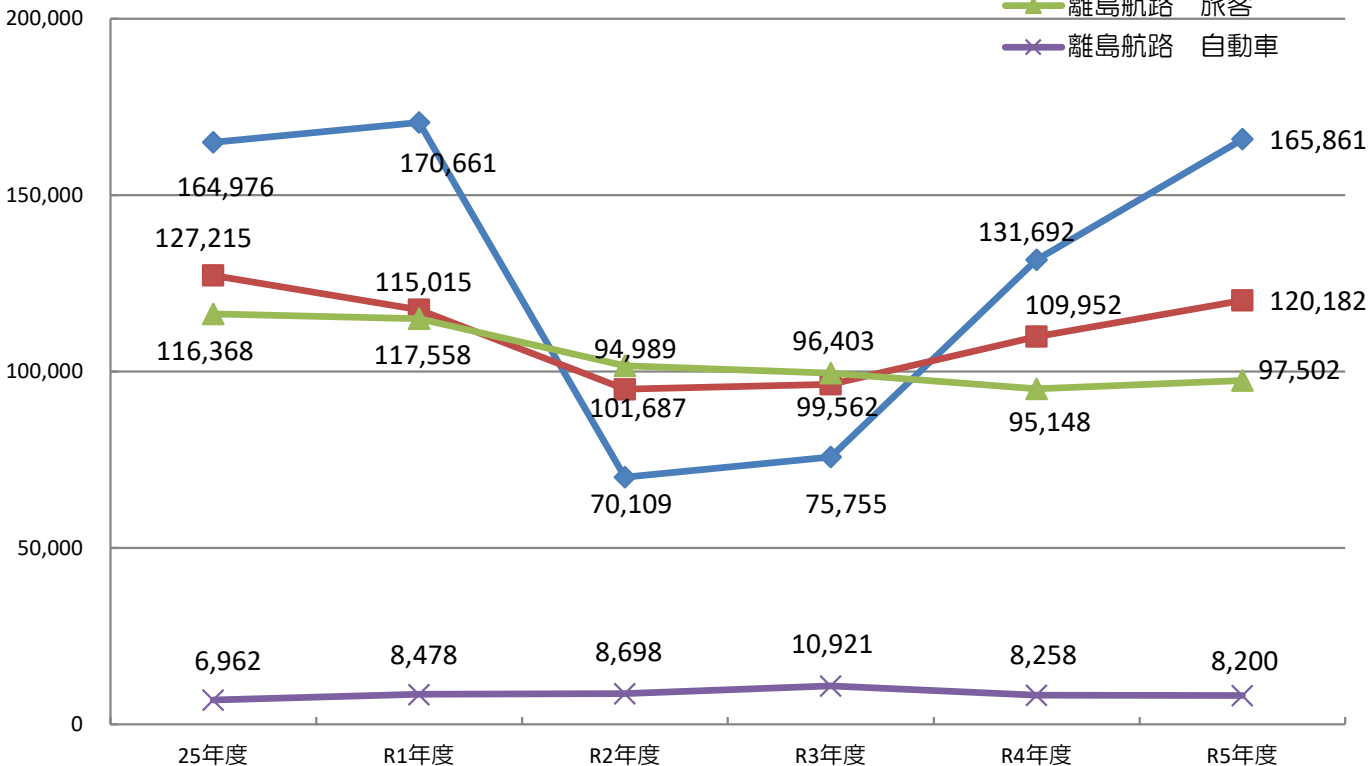
4. 旅客・自動車航走の輸送実績

長距離フェリー航路（1事業者）の令和5年度旅客輸送実績は165,861人で、前年度比34,169人（約25.9%）増加し、自動車輸送実績は120,182台で、前年度比10,230台（約9.3%）増加した。特に旅客輸送に関しては、近年コロナ禍の影響で低迷していたが、令和5年度はコロナ禍以前の水準まで回復した。

また、離島航路（2事業者）の令和5年度旅客輸送実績は97,502人で、前年度比2,354人（約2.5%）増加し、自動車輸送実績は8,200台で、前年度比2,663台（約0.7%）減少した。離島航路については島の人口減・関連産業の撤退等で厳しい状況が続いている。

【旅客航路事業輸送実績の推移】

人・台（定期）



港湾運送事業の概況

1. 港湾運送事業者

管内における港湾運送指定港湾は細島港と油津港の2港で、令和6年12月末現在、事業者数は一般港湾運送事業6社、港湾荷役事業4社（一般港湾運送事業を兼業）となっている。港別の港湾運送事業者は下表のとおりである。

【港湾運送事業者数】

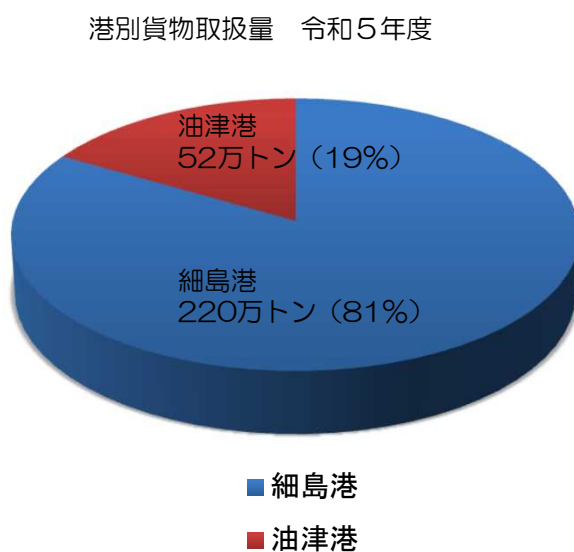
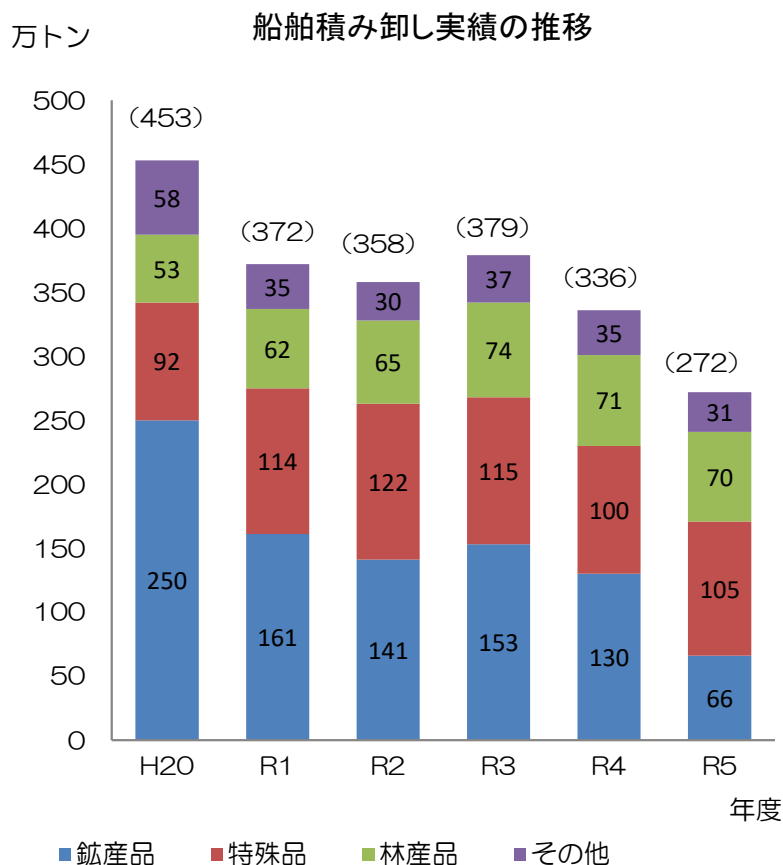
（令和6年12月末現在）

業種 港別	一般港湾 運送事業	港湾荷役 事業	検数事業	鑑定事業	検量事業	港湾運送 関連事業
細島港	4	4（4）	1	1	2（2）	7（4）
油津港	2	0	0	0	0	3（2）

（ ）は兼業者数で内数

2. 港湾荷役実績

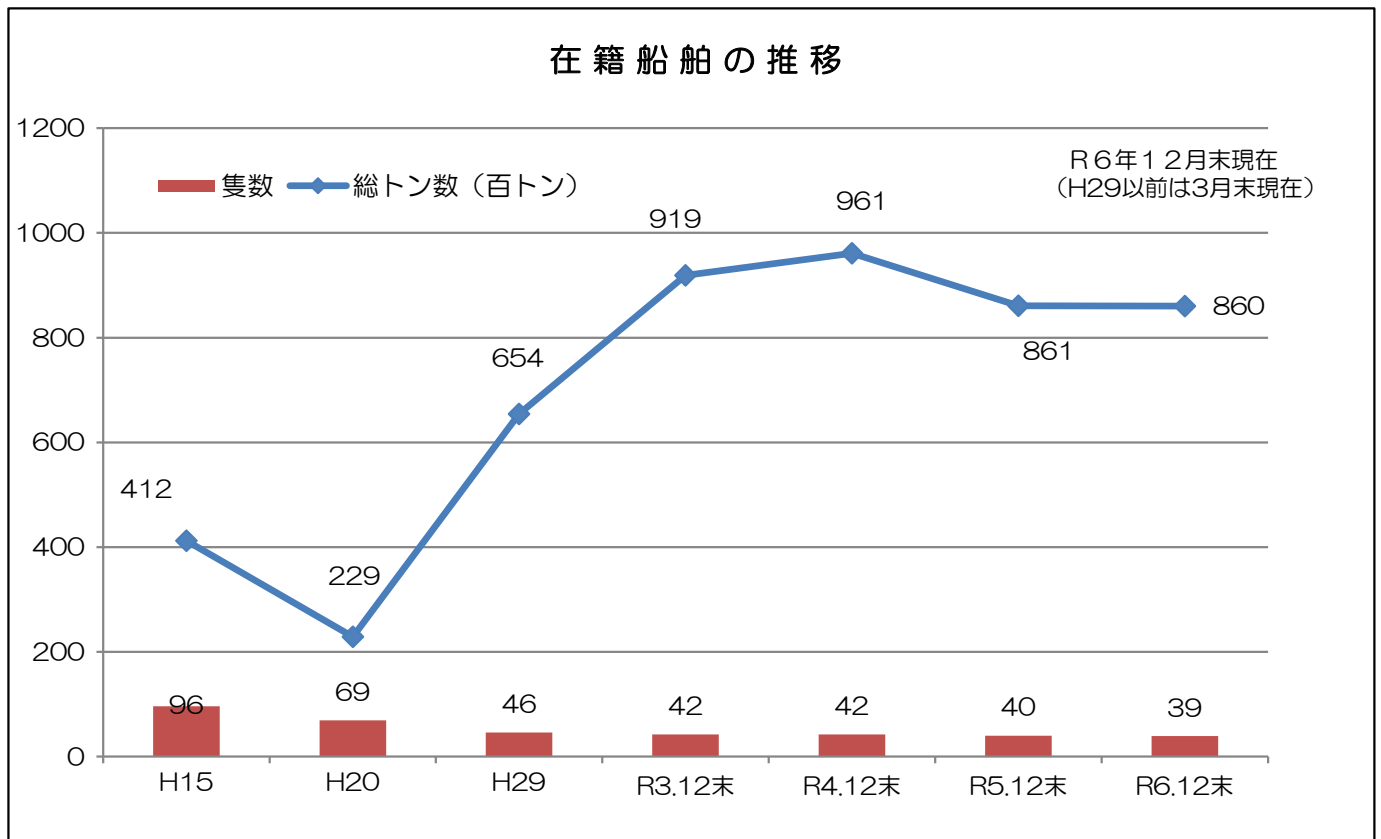
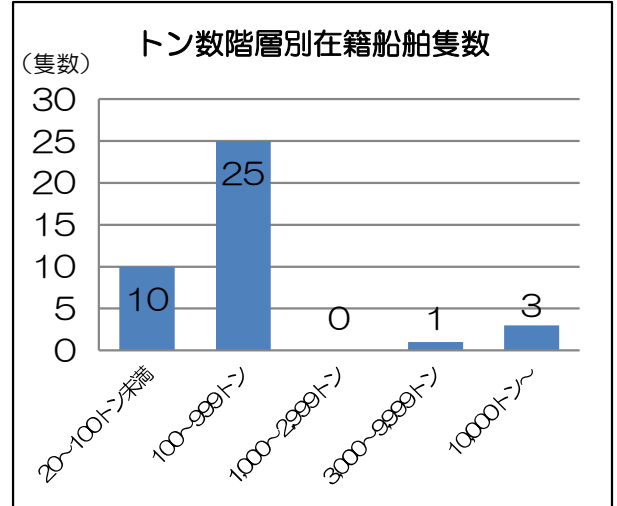
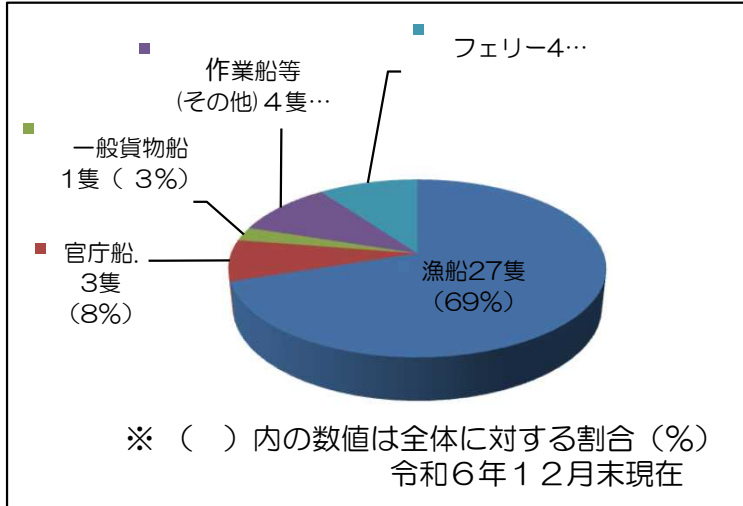
令和5年度船舶積卸実績は約272万トンで、前年度比約64万トン（約19%）減少した。主要取扱貨物は、鉱産品、コンテナ等の特殊品、林産品であり、中でも鉱産品は全取扱量の約39%を占めている。



船舶・船用工業の概況

1. 船舶登録の概況

管内の令和6年12月末現在における在籍登録船舶数（20G/T以上）は39隻、合計総トン数は約86,043G/Tとなっており、隻数では約7割をかつお、まぐろ等の漁船が占めている。



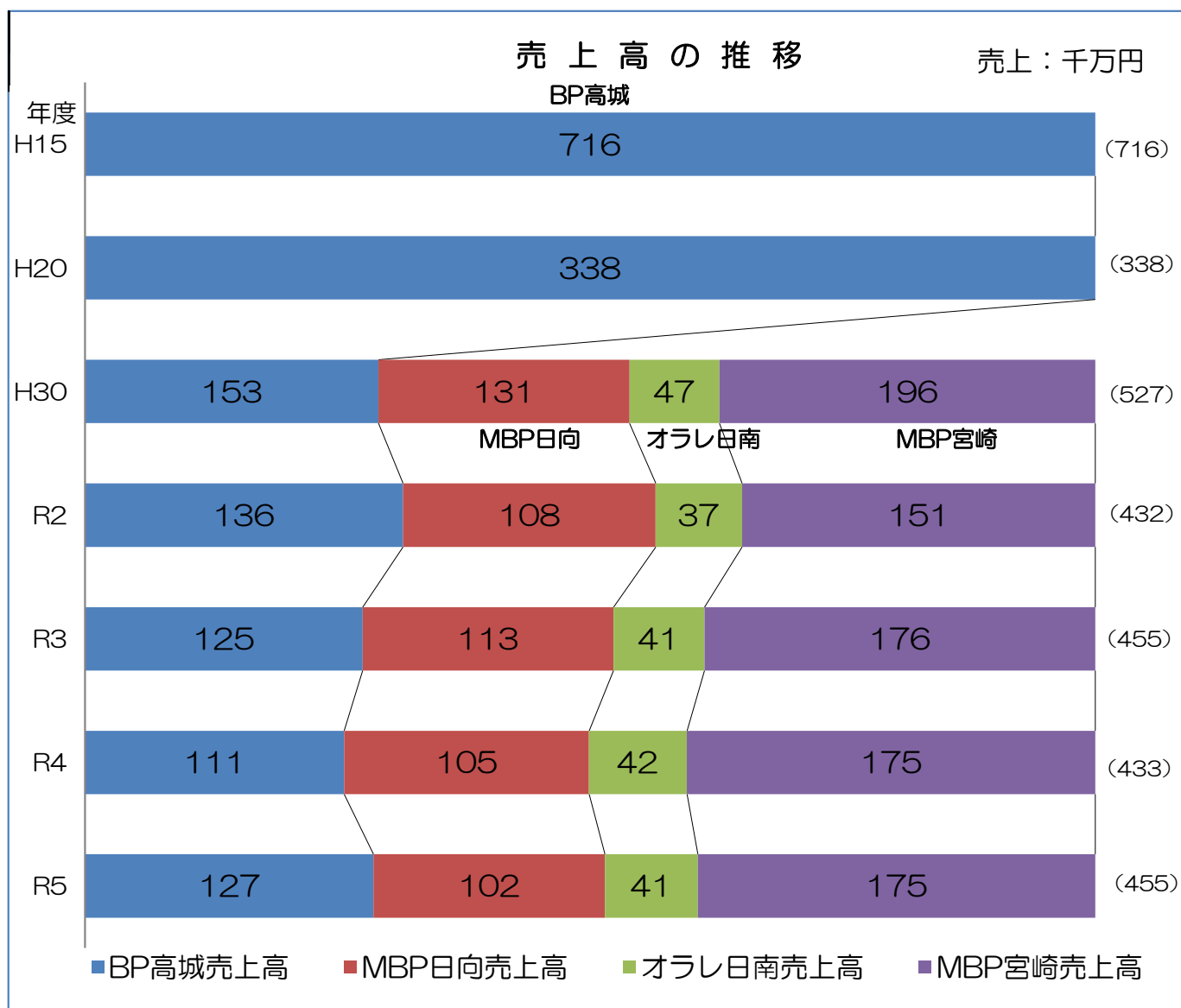
2. 船舶検査の概況

海上における人命の安全及び船舶の堪航性を確保するため、SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）、LL条約（満載喫水線に関する国際条約）等を受けて船舶安全法により船舶の船体・機関・救命消防設備等について、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、予備検査・製造検査等を実施。合格した船舶に、航行区域等の航行上の条件を定めて船舶検査証書及び各種条約証書を交付している。

モーターボート競走の概況

平成10年6月24日、モーターボート競走法に基づく場外舟券売り場が都城市高城町に設置され、同年7月「ポートピア高城」としてオープンした。

このほか、小規模場外発売場として、日向市に「ミニポートピア日向」が平成22年12月、日南市に「オラレ日南」が平成23年10月、宮崎市に「ミニポートピア宮崎」が平成26年11月にオープンしている。施行者はいずれも芦屋町である。



船員関係業務の概況

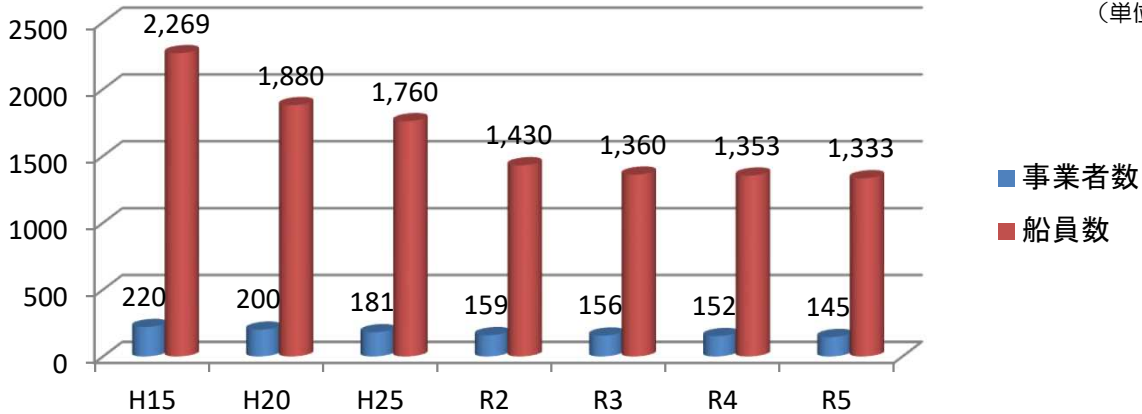
令和5年10月1日現在における管内の船員法適用船舶所有者は145事業者、船舶数は213隻、船員数は1,333であり、ここ数年減少している。

また、船舶の船種別構成については、汽船が9.1%、漁船が82.7%、その他が8.2%となっており、漁船の割合が多くなっている。

1. 事業者数及び船員数の推移

(各年10月1日現在)

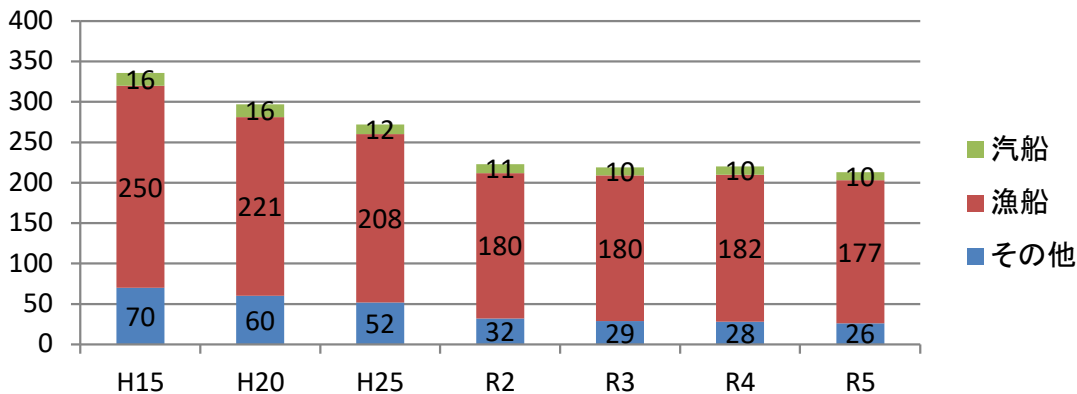
(単位：者、人)



2. 船舶数の推移

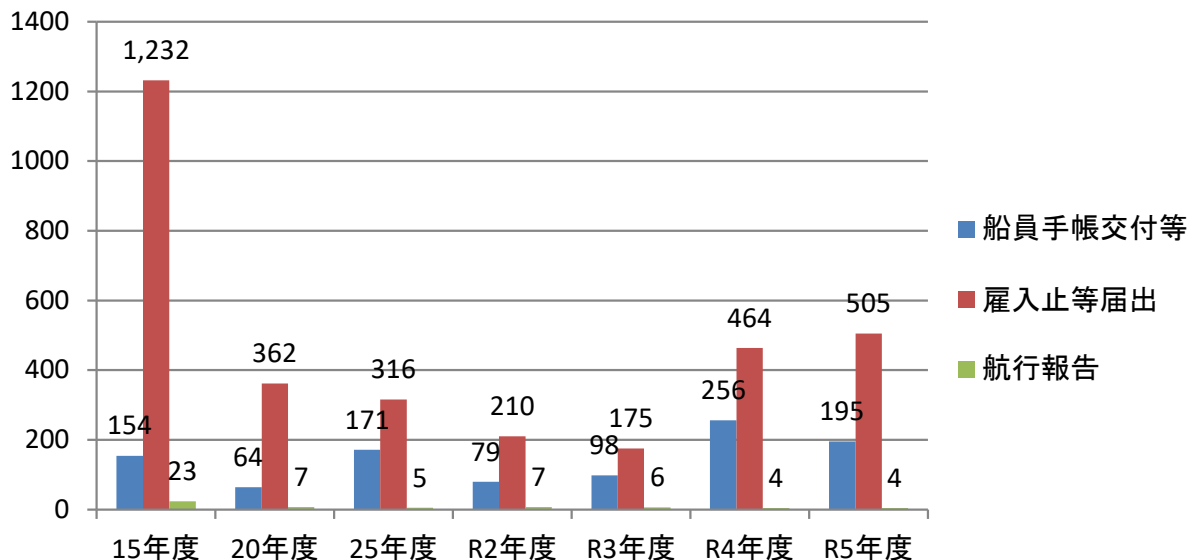
(各年10月1日現在)

(単位：隻)



3. 船員法の事務取扱件数

(単位：件)



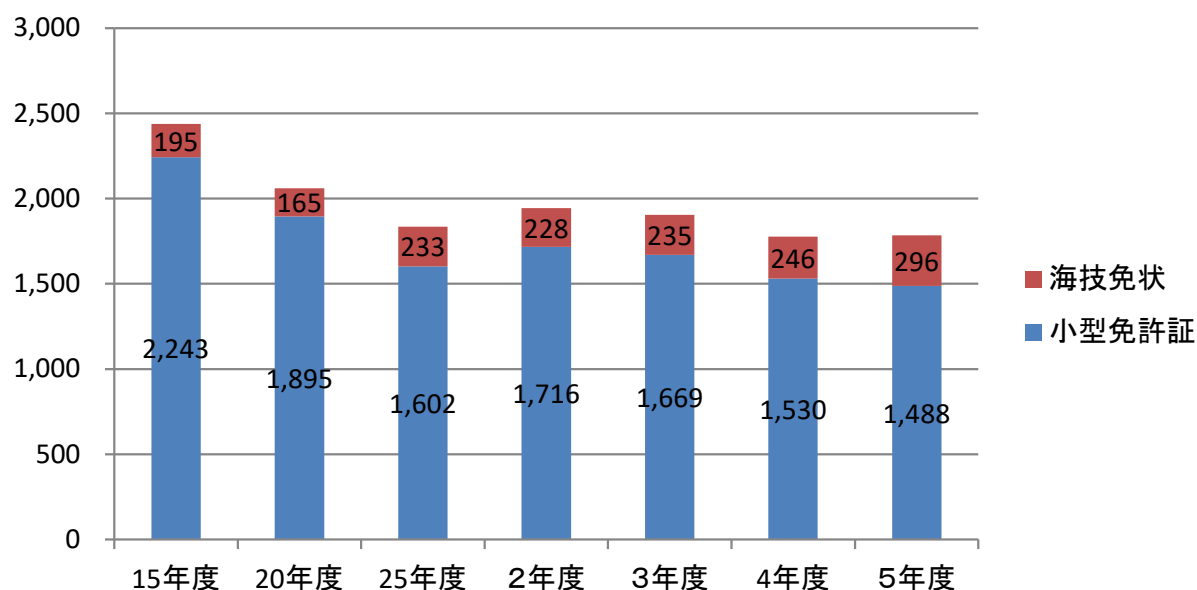
海技資格及び水先関係業務の概況

管内の海技免状、小型船舶操縦免許証の取扱件数は下表のとおり推移しており、小型船舶操縦免許証の取り扱いがほとんどである。

また、水先業務については、細島港及び油津港において水先人2名により行われている。

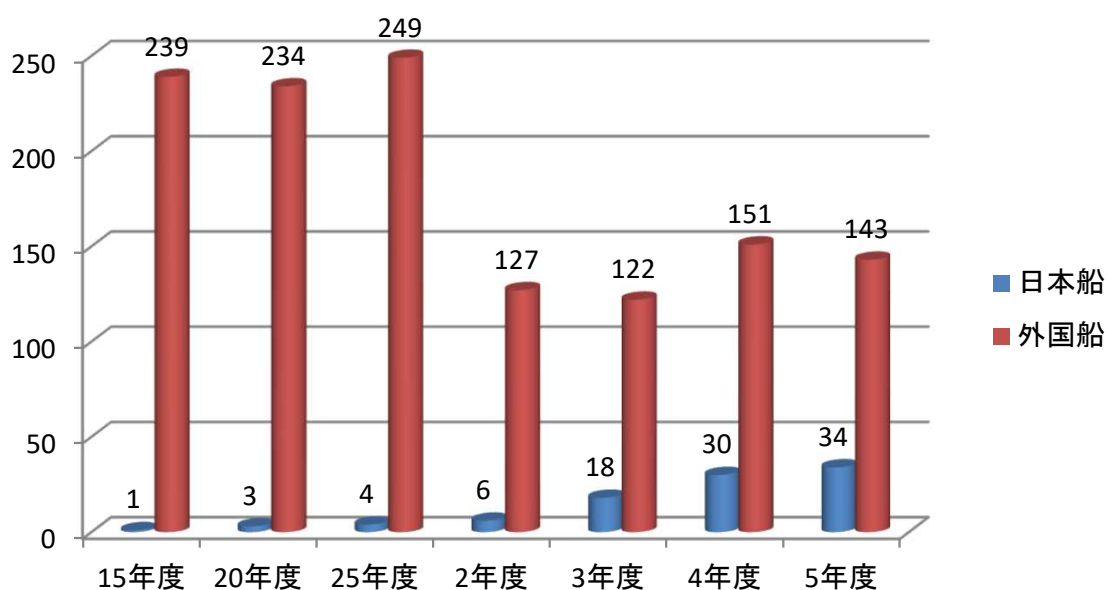
1. 海技免状、小型船舶操縦免許証取扱件数の推移

(単位：件)



2. 水先実績の推移

(単位：隻)

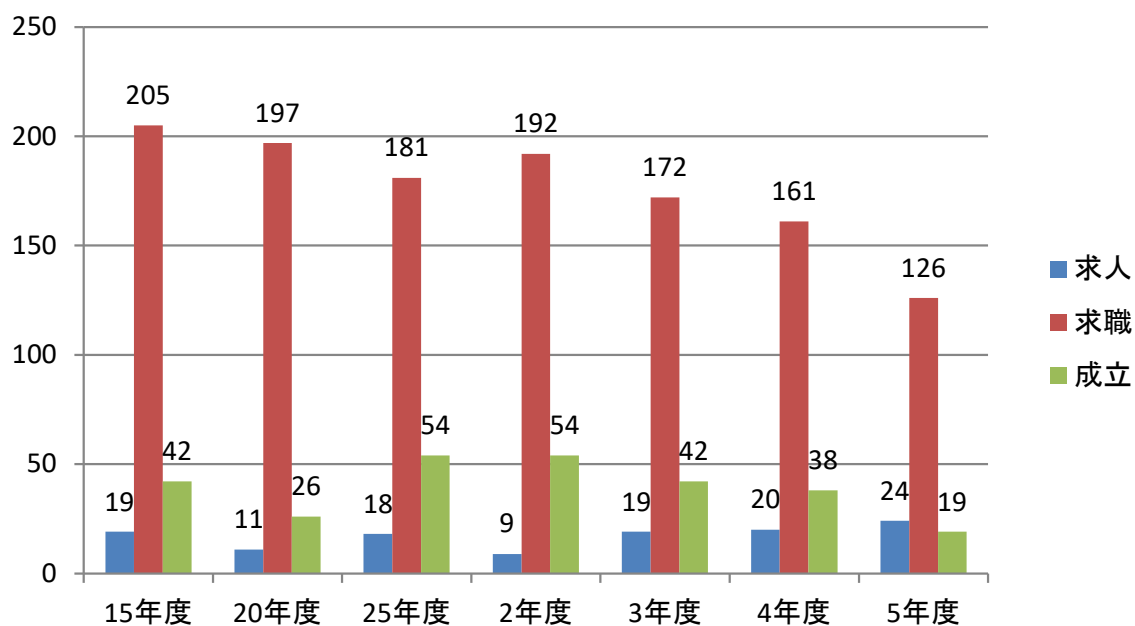


船員職業安定関係業務の概況

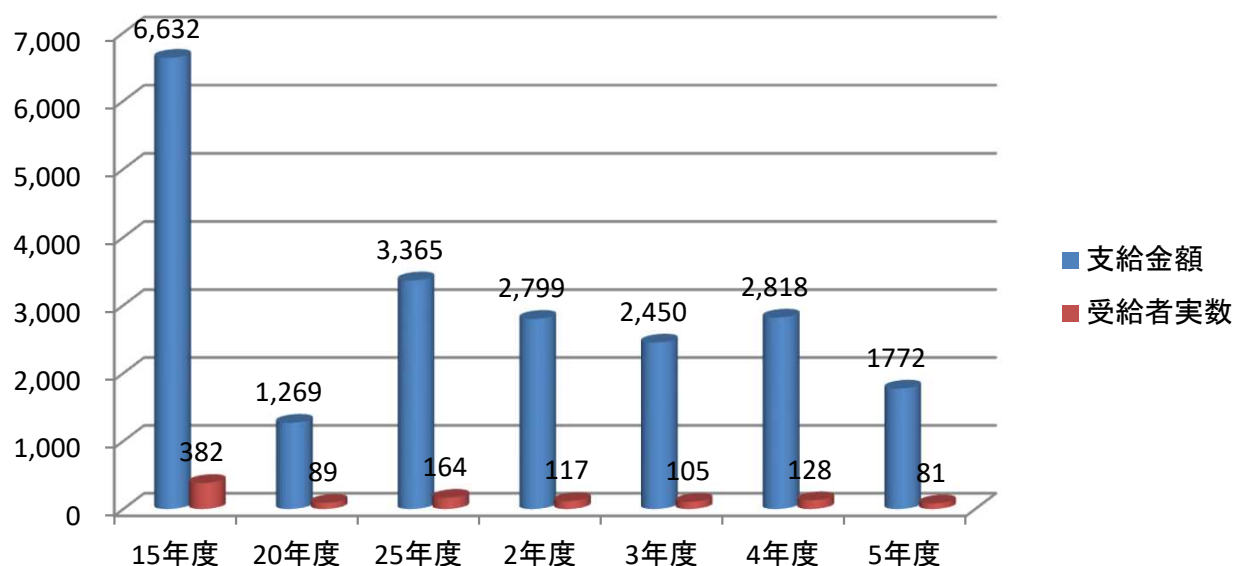
管内における船員職業紹介実績及び船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりであり、求職者数に対し求人数が少ない状況となっている。
また、成立件数は管内・管外の合計であり、求職者の大半が管外へ就職している状況である。

1. 船員職業紹介実績の推移

(単位：人)



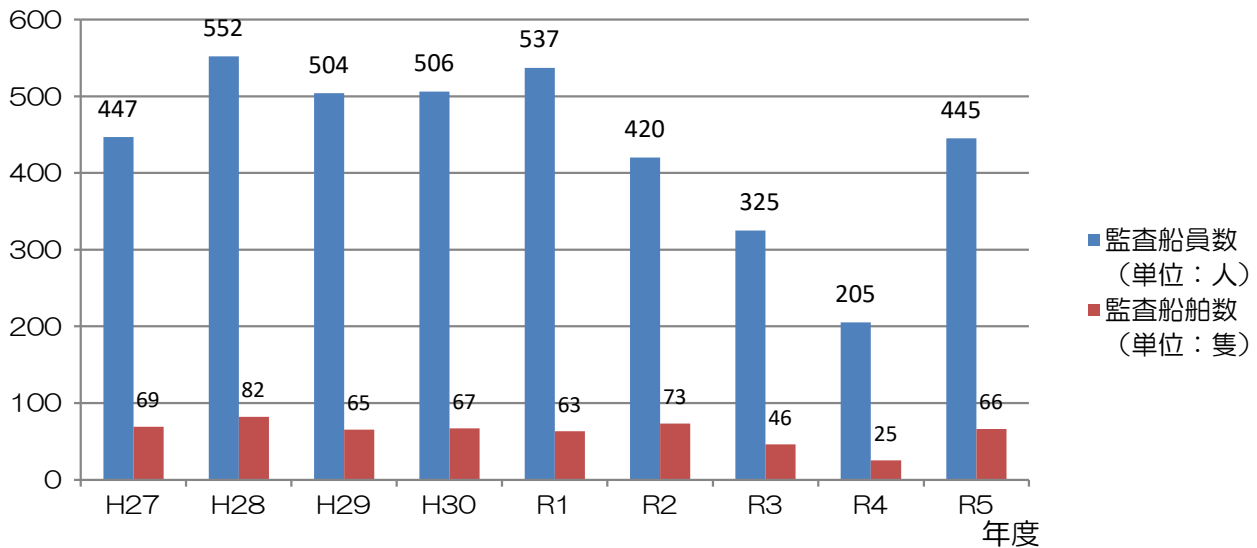
2. 船員失業保険金支給実績の推移



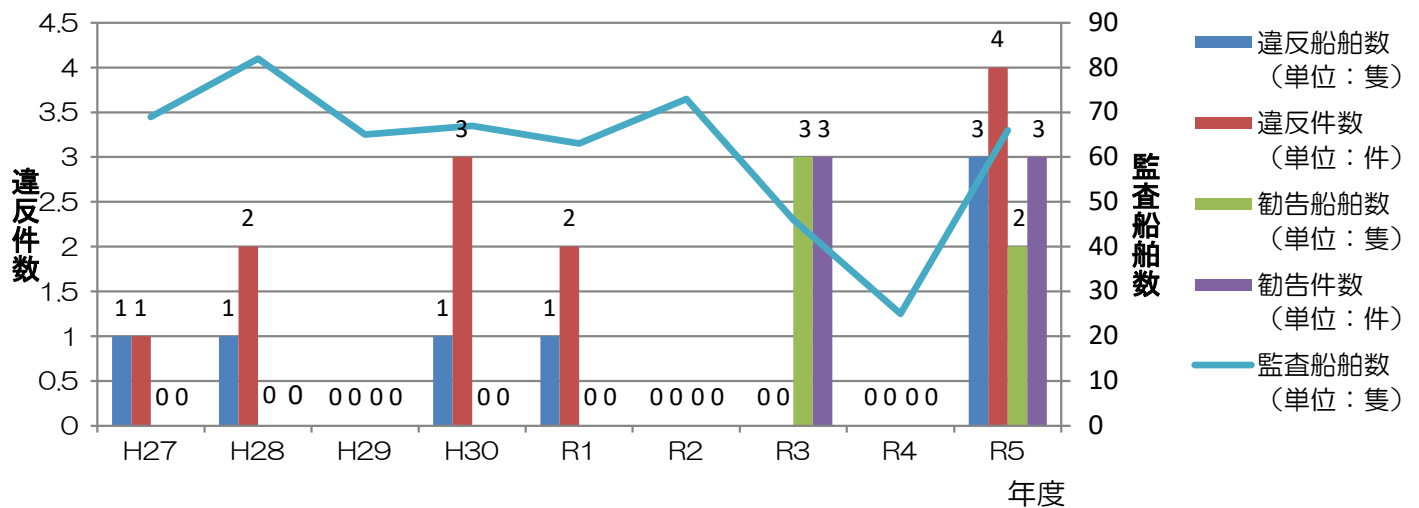
運航労務監理官業務の概況

運航労務監理官は、船員法の立入権限を有する船員労務官と、海上運送法の立入権限を有する運航監理官の機能を併せ持ち、運航事業者と船舶所有者の両者に対して効果的に指導監督を行なうことができる業務範囲の広い執行官である。

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移



2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移



宮崎運輸支局の概況

1. 沿革

昭和18.11	(細島) 門司海運局細島支局設置。(油津) 門司海運局細島支局油津出張所設置。
昭和19. 6	(細島) 門司海運局富島支局と改称。(油津) 門司海運局富島支局油津出張所と改称。
昭和20. 6	門司海運局を九州海運局と改称。
昭和21. 2	(細島) 九州海運局大分支局富島出張所となる。 (油津) 九州海運局鹿児島支局油津出張所となる。
昭和22. 4	(本庁舎) 門司鉄道局宮崎自動車事務所として発足。庁舎 宮崎市高千穂通1丁目30番地
昭和22. 7	(細島) 九州海運局富島支局となる。(油津) 九州海運局富島支局油津出張所となる。
昭和22. 8	(本庁舎) 庁舎移転。 宮崎市橘通1丁目16番地
昭和22.10	(本庁舎) 輸送課、資材課、燃料課の設置。
昭和22.11	(細島) 宮崎出張所及び延岡出張所を設置。
昭和23. 1	(本庁舎) 宮崎道路運送管理事務所となる。資材課が整備課となる。
昭和24. 6	福岡陸運局発足。
昭和24. 6	(細島) 延岡出張所を廃止。
昭和24. 8	(本庁舎) 福岡陸運局宮崎分室となる。
昭和24.11	(本庁舎) 宮崎県陸運事務所となる。(地方事務官制度の発足)
昭和25. 7	(本庁舎) 車検場移転。宮崎市丸島1丁目15番地
昭和25.12	(油津) 九州海運局油津支局となる。
昭和26. 4	(油津) 公共船員職業安定所を併設。
昭和26. 6	(細島) 九州海運局細島支局と改称。(油津) 宮崎出張所が油津支局に移管。
昭和26. 9	(本庁舎) 燃料課が登録機材課となる。
昭和27. 3	(本庁舎) 車検場移転。宮崎市青葉町74番地
昭和27. 8	(本庁舎) 庁舎移転。宮崎市曙町42番地
昭和28. 8	(本庁舎) 登録機材課が登録資材課となる。
昭和28.11	(油津) 鹿児島支局より船舶検査官常駐制となる。
昭和30. 5	(油津) 船舶積量測度事務開始並びに船舶検査官配置。
昭和35. 7	(油津) 船舶検査官配置廃止。
昭和38. 3	(本庁舎) 庁舎、車検場移転。宮崎市大塚町字水流5129番地1
昭和45. 3	(本庁舎) 車検場増築落成。(機器導入)
昭和46. 4	(油津) 事務所移転。船員労務官配置。日南市油津4丁目12-1 (本庁舎) 登録事務電算化移行開始。
昭和51.10	(細島) 船員労務官配置。
昭和54. 3	(本庁舎) 車検場検査機器全面自動化完了。車検場DSコース増築完了。
昭和57. 3	(本庁舎) 現在地に庁舎、車検場、移転完了。宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735番3

昭和59. 7	福岡陸運局と九州海運局が九州運輸局に組織変更。 (細島)九州運輸局細島海運支局と改称。(油津)九州運輸局油津海運支局と改称。
昭和60. 4	(本庁舎)九州運輸局宮崎陸運支局となる。
昭和60.12	(本庁舎)車検場新規コース増築。
昭和63.12	(油津)専門官配置。
平成 2. 3	(本庁舎)自動方式検査機器更新(2コース)に伴い小型1コースにマルチテスター導入。
平成 3. 3	(本庁舎)標板取付上屋及びアーケード設置。
平成 7. 2	(本庁舎)DSコース検査機器更新。
平成 9. 3	(本庁舎)小型2コース検査機器更新。
平成 9. 4	(本庁舎)組織規程の改正により登録課を廃止、先任制へ移行。
平成11. 3	(本庁舎)二輪コース新設。
平成11. 4	(油津)専門官を廃止。
平成13. 1	中央省庁再編により運輸省が国土交通省となる。
平成14. 7	国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い宮崎陸運支局と油津海運支局が統合し、九州運輸局宮崎運輸支局(本庁舎)(油津庁舎)となる。 (細島)九州運輸局宮崎運輸支局細島海事事務所となる。 自動車検査独立行政法人が設置され、本庁舎内に同法人九州検査部宮崎事務所が組織され自動車検査業務を所掌。
平成16. 4	本庁舎に油津庁舎と細島海事事務所を統合する。
平成17. 3	会議室、書庫、車庫を増設。
平成17. 4	組織変更により船員労務官が運航労務監理官となる。
平成18. 7	課制を改めスタッフ制となる。
平成28.4	組織統合により「自動車検査独立行政法人九州検査部宮崎事務所」から「独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部宮崎事務所」に変更。
平成30.5	継続検査(指定整備)におけるワンストップサービス(OSS)開始
平成30.7	自動車登録手続きにおけるOSS開始
平成30.10	図柄入りナンバー(ご当地ナンバー)交付開始
令和1.7	検査対象外軽自動車「軽二輪」の業務を軽自動車検査協会から移行
令和4.4	働き方改革及び業務見直しに伴い、輸送・監査、運航・船舶、船員及び運航労務監理官の窓口における受付時間を16時まで短縮。
令和6.10	検査場に女子更衣室設置

2. 管轄区域

宮崎県

3. 住所

〒880-0925

宮崎市本郷北方字鵜戸尾2735番地3

4. 電話番号

【企画調整部門】	0985-51-3824（ガイダンス5）
【総務企画部門】	0985-51-3824（ガイダンス5）
【輸送・監査部門】	0985-51-3952（ガイダンス2）
【整備部門】	0985-51-3958（ガイダンス3）
【登録部門】	050-5540-2088
【運航・船舶部門】	0985-63-2513
【船員部門】	0985-63-2513
【運航労務監理官】	0985-63-2513

5. 業務内容

【企画調整部門】

1. 運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整に関すること
2. 地域公共交通の確保・維持・改善に関すること
3. 観光事業、旅行業、鉄道に関すること

【総務企画部門】

1. 総務、人事、会計に関すること
2. 企画、防災に関すること
3. 倉庫業に関すること
4. 他部門に属さない事務に関すること

【輸送・監査部門】

1. 旅客・貨物自動車運送事業に関すること
2. 監査業務に関すること
3. 自家用自動車の貸渡に関すること
4. 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
5. 自動車損害賠償責任保険に関すること
6. 自家用自動車の使用に関すること

【整備部門】

1. 自動車の再生及び整備に関すること
2. 自動車の検査、事故に関すること
3. 自動車運送事業者の事故防止及び運行管理者に対する指導、監督に関すること
4. 自動車の使用にかかる整備管理に関すること
5. 自動車の整備事業の近代化及び指導、監督に関すること
6. 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること

【登録部門】

1. 自動車の登録に関すること
2. 自動車の登録の検認に関すること
3. 自動車の抵当権の登録に関すること
4. 自動車の回送運行の許可に関すること
5. 市町村の行う自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること
6. 自動車重量税に関すること

【運航・船舶部門】

1. 旅客航路事業に関すること
2. 内航海運業に関すること
3. 港湾運送事業に関すること
4. 船舶の登録・測度業務に関すること
5. 船舶の検査に関すること
6. 造船業及び造船関連工業に関すること

【船員部門】

1. 船員の雇入届出及び船員手帳の交付に関すること
2. 海技免状等の更新等に関すること
3. 船員の職業紹介及び失業保険の認定に関すること
4. 船員の最低賃金に関すること

【運航労務監理官】

1. 船員の労働条件の確保に関すること
2. 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
3. 船舶所有者及び船舶への立入監査に関すること
4. 船舶の安全運航の確保に関すること

平成11年4月に定められた「中央省庁等改革の推進に関する方針」により、検査場における自動車検査を独立行政法人化することが決定され、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。

また、平成28年4月から、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が統合され、新たに「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。

1. 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 宮崎事務所

2. 所在地

〒880-0925 宮崎市本郷北方字鵜戸尾2735-3

TEL 0985-51-3828

3. 組織

所長・・・主席自動車検査官・・・自動車検査官・・・自動車検査官補
登録確認調査員

4. 業務

- (1) 自動車道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと
- (2) 上記業務に附帯する業務を行うこと